

—

件の口蹄疫が発生、これが確認されたと。その後、続発をしている。一週間前、十日ぐらい前ですか、二十一日の時点では十二件、発生頭数は六百頭を超えて、十万頭近くが屠殺されたと、こういう情報が流れているようございますが、現時点でこの口蹄疫というのは拡大する方向にあるか終息する方に近づいているのか、これについての政府としての見解をちょっとお聞かせ願いたい。

（政府参考人須賀田榮之君）先生おへしゃりますすように、韓国内におきまして、五月二十七日現在、十一件というふうに口蹄疫の発生状況は広がりつつあるわけでござります。韓国内におきましては、移動制限、消毒、懸命な防疫措置が取られているわけでございまして、私ども、拡大するかどうかというよりも、防疫措置が奏功をいたしまして、私どもにも影響のあることでござりますんで、一刻も早く口蹄疫が収まるということを切望をしているところでございます。

もせさん 韓国で「脚疫の発生が確認されましたので、同国からの牛、豚等偶蹄類の肉等の輸入は禁止をしたということでございまして、済州島から積み出されたばかりの豚肉も持つて帰っていました」とおっしゃいます。

○岸宏一君 そうすると、終息であるか拡大であるかについてはまだ分からぬということですね。分からないということではこれは結構ですけれども、輸入の禁止もその措置を取つて、言わば水際の体制をきっちりと取つてているというふうに思つたんですけども、たまたま何ですか、ワールドカップというのがあしたからですか、あさってからですか、あしたから行わると。そうすると、何か韓国と日本の間で人や物の流れが普通よりもかなり多くなるというふうに考えられるわけですね。

それで、私は、口蹄疫、どういうふうにしてあれどするのか、防止するのか分かりませんが、人の往来とか物の往来での口蹄疫が日本に渡ってきて往々と/or>るかについてはまだ分からぬということですね。分からないということではこれは結構ですけれども、輸入の禁止もその措置を取つて、言わば水際の体制をきっちりと取つているというふうに思つたんですけども、たまたま何ですか、ワールドカップというのがあしたからですか、あさってからですか、あしたから行わると。そうすると、何か韓国と日本の間で人や物の流れが普通よりもかなり多くなるというふうに考えられるわけですね。

○國務大臣(武部勤君) まず初めに、植樹祭に触
る。いろいろな所でございまして、先生のところ
でござるが、この辺の見解をお聞きしたいん
ですが、これ少し、というよりもかなり心配をしてい
るんです。ですが、この点どういうふうに考えておる
か。つまり、型どおりの防疫体制でいいのか、
ワールドカップがあるので特段の対応をする必要
はないかどうか、この辺の見解をお聞きしたいん
ですが。

わらわましてお詫がございましたが先生のことを
さとで長あるということも承知しておりますし、岸
先生が町長時代に大変な善政をしかれたその成績
を見させていただくということも楽しみにしてお
ります。

ルトが、「閣僚はついて人の名前が渋くつかない」ということについての防疫対策等は完全なのかなといふことについての御質問がございましたが、先般の閣僚懇談会の席でも、私このことを話いたしまして、関係府省の協力を要請したところでござります。

という、そういう御指摘もございまして、万全の体制を取るべくいろいろ準備をしているわけでございますが、まず海外渡航者の注意喚起のための空港や海港で看板等を設置する等によりまして情報提供に努めるとともに、家畜関連施設に立ち入った旅行者等に対しましては靴底消毒を実施しているところでございます。

さらに、水際での検疫の強化のために、先ほど申し上げましたように、財務省、国土交通省、法務省、海上保安庁にも手荷物検査の強化等々について協力を依頼しております。旅行業界、航空会社等にも動物検疫に関するパンフレットの配布等を依頼いたしまして、韓国からの口蹄疫の侵入防止にしっかりと努めている次第でございます。加えま

て、国内措置といたしまして、発生地域への運航、特に農業視察等の自衛等を指導しているところでございます。

増やしたとか、あるいはこういう体制を更に強めたとかという、そういう具体的に説明していくた方が国民には分かりやすいんじゃないですか、いかがですか。

○國務大臣(武部勤君) 予算を増やすとか増やないとかということ、やらなきゃならぬことは定の予算の中でやり得ると、こう思つております。

また、これはワールドカップの開催といふことについて、韓国こもって「帝豪が発生した」とい

韓国もなぜ、日本がまだアーバン化の進展を怠ることをこれはどのように国民に伝えるかといふとについてはいろいろ神経も使わなきやならない問題も残っていると、こう思いまして、やはり際で、入管等の際にしっかりと検疫をやるということが大事ではないかと、このように考えております。

いすればいたしましても、必要な予算措置は、予定の予算の中でき得ると、このように考えておりまして、万全の体制で臨みたいと、このよう思ひます。

○岸宏一君 予算上は既定の予算で十分であるということでございますが、それは分かりますが、大臣、どうぞ一般の国民の皆さんに、日本

これが来たら大変だと、BASEでも大分農林省
たたかれたわけですから、今回のこの口蹄疫問題
でもまたそういうことがあっては決してならな
と思いますから、もう少し危機感を国民におあ
げて、大変だからもう何とか皆さん協力してくだ
いというふうなことをやっぱり強くアピールす
る必要があるんじゃないかなと思いますので、どう

ひとつこの点、リーダーシップを發揮され、皆さんに徹底させていただきたいと、こういうふうなに思つております。

それでは、この野菜生産出荷安定法の改正について質問を申し上げたいと思います。

この法律の改正に至るには、様々な野菜の置かれている状況、そういう背景というものが、あつて今回この改正になったんだろうというように申うわでです。

例えば、国民の消費の動向でありますとか、国民一人当たりの消費量、あるいは生産額、それから野菜づくりの農家の推移、それから、なかなか野菜の輸入の増大、そういうもろもろの条件、それからさらには流通の変化、こういうものが、あって今回の法改正に至つたと、こういうふうに思ふわけです。

特に我々注目しなきやならないのは、自給率が、今上げようというやさきに、この野菜の自給率は落ちていいという、そういう状況などもある

て今回この法律改正ということに大臣としてもわれたというふうに思うわけでありますけれども、どうでしょうか、大臣からは提案の趣旨説明もちようだいいたしましたが、今までのこれらの経緯や現在の野菜をめぐる情勢を踏まえて、もう一度、国民に御説明をしていただきたい。それそこで、今回の改正を含めて、今後

おどりに、野菜農業の展望といふんでしょうか。こういつものを含めて、ひとつ総括的に御説明をしていただきたいということです。

○國務大臣（武部勤君）　この野菜の問題に入るるに、口蹄疫のことについて、先生からも再度強いて疫体制を取るようについてのお話がございましたが、

題もさうぞ、いっつたるには念を入れて早速、生産局長もおりまして、関係府省と協議をして、どういう体制にしておるか、念には念を入れてその体制を点検したい、させたいと、このように思います。

特にこのことについて申し上げますと、人間は全く何の影響もございません。しかし、これ偶蹄類に感染しますと、これは空気感染もあり得

ます。これはもう直ちに殺処分しなきやなりませ

ん。

かつて、北海道、宮崎で発生したことがあるわけがありますが、私もその発生農家知つております。されども、六百頭、北海道ではですね、もう直ちに殺処分したわけであります。その処分も大変でした。

そういうふうなことを考えますと、これはもう絶対侵入を許してはならないと、こう思います。もちろん韓国側におきましても、全頭もう殺処理しているわけでございまして、防疫体制が万全だとは思いますが、念には念を入れて。

同時に、風評といいますか、BSEでああいうような国民の間に心配が高じるほどの問題になつたわけでござりますので、どういう病気かと人には影響がないんだと。人の命や健康に影響ないんだということをきちっと知らせることと、それから、これを侵入させないと、このように思ひます。

本題の野菜農業の展望についてございます。が、平成十二年三月に農林水産省が公表いたしました「農業構造の展望」におきましては、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の姿として展望しているわけでござります。これは、主たる従事者一人当たりの生産所得が他産業と遜色のない水準を確保し得る経営ということで公表しているわけでございますが、具体的には、平成二十一年度において効率的かつ安定的な農業経営は、露地野菜では二万戸程度、施設野菜では三万戸程度となり、これが野菜経営耕地面積全体の七割から九割のシェアを担うというふうに展望しているわけでござります。

一方、現在、我が国の野菜農家は、野菜粗生産額で見ますと、その八五%が主業農家により担われているわけでございまして、担い手の集約化が進んでいるというふうに言えるかと思います。一戸当たりの経営規模の小さい農家がしかしだ変多

く、農家の高齢化等が進む中で、近年、輸入野菜の増加の影響も受けまして、作付面積が減少傾向で推移していると。今、委員から御指摘がありま

したように、自給率が八一%まで低下している状況にあるということでござります。このために、国際競争にも対応し得る国内野菜産地の確立を目指しまして、昨年八月に野菜の構造改革対策を取りまとめまして、生産、流通、消費を含めた対策を推進しているところでござります。このような取組を通じ、農業構造の展望の実現に向けて努力してまいりたいと、かように考えている次第でござります。

また、今回の野菜生産出荷安定法の改正の趣旨、そのねらいはいかんというお話でございましたが、野菜は、もう御案内とのおり、ビタミン、ミネラル、食物繊維等の供給源でありまして、国民の食生活上重要な役割を果たしているわけでござります。また、農業における重要性も大変高いものがあります。米、畜産と並びまして、農業粗生産額の四分の一を占める主要な分野となつてゐるわけでござります。

しかしながら、近年、輸入野菜が増加する中で、消費者の選好する価格、品質での供給が強く求められている一方、我が国の野菜の流通は業務用需要が増大するというような大きな変化が見られており、依然として多段階・高コスト構造ということになっております。

生産面においては、大規模生産者の増加は見られるものの、生産者の減少、高齢化によりまして産地は弱体化しているという状況にござります。こうした状況を踏まえまして、野菜生産出荷安定法について契約野菜安定供給制度を創設しまして、生産者と実需者の契約取引を推進すると。二つ目には、指定消費地域を廃止しまして、全国の消費者に対して野菜の安定供給が図られる制度とします。これが制度に直接加入できるようにする等の改正を行うこととした次第でござります。

○岸宏一君 ただいまの大臣の御説明でその骨子

というものがよく分かってございますが、須賀田局長にお伺いしますが、今の大臣の趣旨の御説明、骨子について、これをやっぱり予算化しまして、この予算をこの野菜の法律改正に絡めて三倍以上の予算を確保したということでございま

す。

○岸宏一君 相当思い切った農林省としては対応だったというふうに思つておりますが、これは大臣、どうですか、印象として、今まで野菜の方に農林省としての対応が非常に足りなかつたんだと。結果としてこうなつたのであって、決して通常、通常というか、望ましい姿で予算措置をやっておれば、別に急に三倍もすることはなかつた、そういう印象は持たれませんでしたか。

○國務大臣 武部勤君 やっぱり近年、自給率が落ちてきているというは、国内の産地における高齢化でありますとか離農者が続出しているという国内問題よりも、やはり輸入野菜の攻勢という影響が非常に大きいと、このようになります。

輸入野菜は、およそ、生産対策あるいは流通対策を考えますと、倍ぐらいの、ネギを例に取つて考えてみても値段の違いがあるわけですね。消費者の方々のアンケート調査によれば、それが仮に中国物と国内産の野菜とどの程度の価格差であれば国内産を選択するかというようなアンケート調査をやりましたところ、三割ぐらいの差であれば国内の野菜を買うという、そういうアンケートの結果もあつた一方で、やはり日中間でいろいろな貿易問題を精力的に協議が重ねられていましたと、こういう経緯がござります。

今回の法律改正もその一環ということでございまして、先生御指摘のように、この野菜の予算、なに、夏から国内的には構造改革といふものに取り組んで、国際競争にも耐え得る体質の強い国内産地体制というものを整備するということが求められておりました一方で、やはり日中間でいろいろな貿易問題を精力的に協議が重ねられていましたと、こういう経緯がござります。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生御指摘のよう

に、昨年、野菜輸入急増問題というのに直面をいたしました、大臣の御答弁にもございましたようになりますというふうにちょっと説明してくれませんか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生御指摘のよう

に、夏から国内的には構造改革といふものに取り組んで、国際競争にも耐え得る体質の強い国内産地体制というものを整備するということが求められておりました一方で、やはり日中間でいろいろな貿易問題を精力的に協議が重ねられていましたと、こういう経緯がござります。

今回の法律改正もその一環ということでございまして、先生御指摘のように、この野菜の予算、なに、夏から国内的には構造改革といふものに取り組んで、国際競争にも耐え得る体質の強い国内産地体制というものを整備するということが求められておりました一方で、やはり日中間でいろいろな貿易問題を精力的に協議が重ねられていましたと、こういう経緯がござります。

今回の法律改正もその一環ということでございまして、先生御指摘のように、この野菜の予算、なに、夏から国内的には構造改革といふものに取り組んで、国際競争にも耐え得る体質の強い国内産地体制というものを整備するということが求められておりました一方で、やはり日中間でいろいろな貿易問題を精力的に協議が重ねられていましたと、こういう経緯がござります。

今回の法律改正もその一環ということでございまして、先生御指摘のように、この野菜の予算、なに、夏から国内的には構造改革といふものに取り組んで、国際競争にも耐え得る体質の強い国内産地体制というものを整備するということが求められておりました一方で、やはり日中間でいろいろな貿易問題を精力的に協議が重ねられていましたと、こういう経緯がござります。

いかという御指摘でござりますが、そういう一面がなかったとは言えないと思います。

やはりこういう国際化の中で、農産物の輸入についても当然これが増大してくるというふうなことを想定して、もっと前から足腰の強い野菜生産対策というものを構築していれば、もっと輸入を抑えることができたかもしれない、競争ができたかもしれないということを考えますと、確かに今、岸先生御指摘のような一面もあったと思いまが、同時に、これからのことを考えますと、この構造改革というのは四年ぐらいというふうに当初は考えておりましたけれども、私は、この四年ぐらいで構造改革というものを実現するというのを前倒しして、もう二、三年で所期の計画達成というようなスピードアップが必要だと、こう思つて、今般の野菜生産出荷安定法の国会提出をさせていただいたわけでございまして、是非今、一日も早く、一刻も早く成立をお願いしたいと、このように願っているわけでございます。

○岸宏一君 ただいまの大蔵の御答弁、非常に率直で、我々に共感を覚えさせるものがあります。やっぱり世間では、農林省の今回の法律改正等々みんな総合的に見て、少しアクションが遅いのではないかという、そういうやっぽり評価といふんでしょうかね、そういうのは否めないところがあるわけだと思うんですね。ですから、たまたま大臣が答弁なされましたように、そういういつも率直な、何というんですかね、開かれた、正直な行政の対応というんですかね、そういう姿勢を農林省の皆さんに強くひとつ指導していただきて、農林省の体制を立て直していただきたい、こういう思いがいたします。

そこで、正直な答弁を政務官からちょっとお聞きしたいんですが、政務官、いかがですか、今回、契約野菜の安定供給制度というものを創設いたしましたが、そのねらいと、正直、これはどのような効果を及ぼすというふうに考えますか、お答えください。

いかという御指摘でござりますが、そういう一面がなかったとは言えないと思います。

やはりこういう国際化の中で、農産物の輸入についても当然これが増大してくるというふうなことを想定して、もっと前から足腰の強い野菜生産対策というものを構築していれば、もっと輸入を抑えることができたかもしれない、競争ができたかもしれないということを考えますと、確かに今、岸先生御指摘のような一面もあったと思いまが、同時に、これからのことを考えますと、この構造改革というのは四年ぐらいというふうに当初は考えておりましたけれども、私は、この四年

大変哲学的なお話を聞き、また町長として長い間行政に携わってこられて、それぞの地域の特産物の育成にも大変御努力をしてこられたから詳細については御存じだと思いますが、契約取引については、流通コストの削減、生産コストの削減、そしてまた流通の省資源化、生産者と消費者との顔の見える関係の構築をしていくことによって、この安定した供給制度を作り上げていくことができるメリットがあるというふうに考えます。

そこで、契約取引については、定量供給契約において作柄の変動があることはもう言うまでもありません。その作柄の変動等による供給量を確保できなかつたり、あるいは市場の価格連動契約の場合に価格が低迷しても契約出荷のように補てんがないなどの問題が今までございました。

そこで、これが取組の障害となっていたので、今回、契約野菜安定供給制度を創設して、契約取引の促進を図っていくことによって農家の安定した所得が得られるようについて、この制度を設けたものでございます。

○岸宏一君 どうですか、政務官、これによってかなりそのねらいは効果を發揮すると思いますか。

○大臣政務官(右永浩美君) こういう一つの契約制度があることによって、農家のたちは一応、やっぱり農産物というのはそういう一つの不安定要素の部分というのがかなりありますので、こういう一つの受皿としての安定供給制度を持つておくことによって、農家の人たちは安心して営農に励めると私は確信をいたしております。

○岸宏一君 はい、どうもありがとうございます。

それでは、副大臣に一つお伺いいたしますが、副大臣、今、大臣のお話の中に、輸入の増加に対応をすべくという目的もあって様々な法律改正もやるんだと。それで、例えばアンケート調査をした結果、韓国あるいは中国の食品よりも二割ですか、高くて安全な日本の野菜を買いますと、

こういうお答えがあつたので、コストを三割下げる、流通コスト、生産コストも含めて、こういう形で構造改革をするんだと、こういう説明のよう

ないでもないんですね。

それからもう一つは、これは私の考えがどうかちょっと分かりませんが、やや疑問に感じることを受け止めたが、これらを構造改革すること

によって確かに実需者あるいは量販の皆さんとの関係は良くなるわけでしょうが、じゃ市場の、何と申しますと機能といふんでしようか、機能といふんでしようかね、こういうものが一体弱まるということはないのだろうかということを疑問に思うんですね。

これらについてはどうですか、局長さん。ちょっとと忙しく作ったんじゃないかという気がしないでもないんですね。

これまで、それでは中国や韓国の野菜に対抗できる体制で構造改革をするんだと、こういう説明のようありますことから、平成十二年度には八一%まで低下をいたしてまいっております。

○副大臣(野間赳君) 野菜の自給率ということでありますと、生鮮野菜の輸入の増加傾向が続いておりますことから、平成十二年度には八一%まで

食料・農業・農村基本計画におきましては、平成十二年度までに八七%とする目標設定を掲げております。この目標を達成をいたしましたために、輸入野菜に対します、対抗できる国内産地の競争力を強化をしていく必要があると考えおりまして、野菜の構造改革を進めてきておるところであります。

具体的に申し上げますと、消費と生産の距離の短縮、契約取引によります顔の見える流通、出荷規格の簡素化、通り容器等の利用などを推進することといたしております。

また、食を支えます農の構造改革を図ってまいりますために、大規模生産者が安心をして構造改革に取り組んでいけるよう野菜価格安定制度への直接加入を可能にしますとともに、低コスト化、契約取引、高付加価値に即した野菜生産、流通の構造改革を進めて、「ブランド・ニッポン」農産物を供給する体制づくりを推進をしていくことといたしております。

○岸宏一君 お話はよく分かりましたが、ここで私、ちょっととこの法律改正に関しての感想を申し上げたいというふうに思うんですが、それは、例えば、今回、指定消費地というものはこのまま現存しかし、その指定生産地というのはこのまま現存するということになっていますよね。それから、

地域というものは廃止をして、一方、産地の方は、やはり大都市等へ一定のまとまり、ロットといつた野菜を供給するという体制を、現在それを崩すというような状況にはない。個々の大規模生産者が一杯できるというような状況になればそういうことも考えられるわけでございますけれども、今のところ、やはり産地づくりという体制で臨まなくてはならないということで指定産地の方は残し

たと。

その中で、やはり今要求されております契約取引、これはやはり生産と消費の間の流通コストが低減できる、生産者にも手取りが確保できる、生産コストの低減にもつながるということで、やはりこの契約取引というのは今後の流通のどの農産物におきましても大きな柱になっていくのではないかということがございます。

一方で、じゃ市場はどうなのかという話でござりますけれども、現在野菜流通の八割は市場、卸売市場経由でございまして、やはりその市場のそれなりの機能、品ぞろえでございますとか公正な価格形成機能でございますとか、何よりも迅速な資金の決済機能と、こういうものがあるわけでございますので、やはり野菜流通の今後も重要な役割というのを担うのではないかというふうに思っております。

その中で、やはり契約取引の良さと市場取引の良さがお互いに補完し合うということで多様な消費者ニーズに対応できる体制というものが整つていけるのではないかというふうに考えているところでございまして、決してやつつけだと急いで状況を見極めて、制度づくり、制度改正を行ったという経緯でございます。

○岸宏一君 まあそういう答弁になろうかと思うんですね。しかし、私、ちょっとと考えますに、例えば、指定する野菜なんかについていろいろ考へる必要はあったのではないかと。

つまり、私が言いたいことは、例えば、国民の消費性向といふんでしようかね、消費の変化、こ

ういったものは非常に顕著なものがあるわけです

よね。例えばお米なんかで見ますと、最高に食べたころは国民一人当たり百十八キロぐらい食べているわけでしょう。それで、今では六十三か四

ですか、そういうふうになつていて。それから、野菜の消費なんかも減っている。それから、乳製

品とか何かが倍ぐらいになつていてるんじやないですか、肉類とかそういうものの摂取する量が。そ

ういうことを勘案しながら考えますというと、やはり野菜の嗜好というんでしょうか、これもかなり若い人たちと年配の方々の中に差が出てきていました。それから、業務用等が増えてくると、物におきましても大きな柱になっていくのではないかということがございます。

一方で、非常に調理しやすい野菜でありますとか、あるいは家庭にあつては、家庭も外食もそう

でしようけれども、ちょっとおしゃれというか見栄えというか、そういったものが好まれるような傾向に進んでくるのではないかと。

そういう、ちょっとときざな言い方をしますれば、食文化といったものの考察というんでしようかね、こういったものもちょっと必要ではなかつたかと、こういう気がするんですが、これは総合局長ですか、何かお答えありますか。

○政府参考人(西藤久三君) 先生今お話をありますとおり、我が国の食生活、この二十年ぐらいのタームで眺めてみると、かなり大きく変化をしてきております。

昭和五十年代、ちょうど米を中心として、畜産物、野菜、果実の組合せで、私ども、日本型食生活というようなことで表現させていただいたこと

があるわけですから、栄養バランスも取れ、国内の農畜産物との組合せもないと。結果として

の自給率も、例えば二十年前の昭和五十五年の総合自給率を見ますと、その当時五三%でございました。現在四〇%まで低下してきていると、そういう状況でござります。

物の状況を見ましても、御指摘がありましたように、お米はかつて百二十キロ弱、百十八キロが六十四、五キロという水準でござりますし、今回

あれになっております野菜につきまして、ピーク時には百二十キロを一人当たり年間消費量超えていたものが、昨今は百キロ前後と、かつ、その中身についても大きく変化してきているというふうに思っております。

そういう中で、食料消費全体ということから見ますと、この背景、いろいろ取り巻く状況の変化、少子高齢化の進展、核家族化、単身世帯の増加、あるいは女性の就業と言ふとちょっとあれで

すが、いわゆる雇用就業、かつては女性の方は自

営業なりあるいは農業の中で自家就業という形が

多かったんですけども、近年の就業形態は雇用

によって非常に調理しやすい野菜でありますと

か、あるいは家庭にあつては、家庭も外食もそう

でしようけれども、ちょっとおしゃれというか見

栄えというか、そういったものが好まれるよう

傾向に進んでくるのではないかと。

そういう、ちょっとときざな言い方をしますれば、食文化といったものの考察というんでしよう

かね、こういったものもちょっと必要ではなかつたかと、こういう気がするんですが、これは総合

局長ですか、何かお答えありますか。

○政府参考人(西藤久三君) 先生今お話をありますとおり、我が国の食生活、この二十年ぐらいのタームで眺めてみると、かなり大きく変化をしてきております。

昭和五十年代、ちょうど米を中心として、畜産

物、野菜、果実の組合せで、私ども、日本型食生

活というようなことで表現させていただいたこと

があるわけですから、栄養バランスも取れ、国内の農畜産物との組合せもないと。結果として

の自給率も、例えば二十年前の昭和五十五年の総

合自給率を見ますと、その当時五三%でございました。現在四〇%まで低下してきていると、そう

いう状況でござります。

○岸宏一君 時間の関係で、残念ながら、もう少

し詳しくお聞きしたかったんですが、これ最後に

思つております。

そういうふうな状況の変化、少子高齢化の進展、核家族化、単身世帯の増加、あるいは女性の就業と言ふとありますと、それから、もう一つ感想を申し上げますと、この構造改革で本当に外国の野菜との競争に耐えていけるのかということについて非常に疑問が

○政府参考人(須賀田菊仁君) まず、その防除で
査体制を確立すべきだと思っておりますが、この
点についてお伺いしたいと思います。

この防除、先生おっしゃりましたように、感染した木を処分する、あるいは媒介昆虫のミカンキジラミを防除する、この方法によってやるわけでございます。現在、この発生地で密な発生調査を実施しておりますとして、感染樹が発見された場合には速やかに伐採をする、そして本病を媒介するミカンキジラミを防除するという対策を取つてゐるところでござります。

○加治屋農人君
もし仮にこのカンキツグリー二
ング病が北上をして奄美全体に発生するような事
態になりますと、これは、離島というハンディを
一生懸命乗り越えて、キビと、最近はかんきつ、
ポンカン、タンカンの生産が基幹産業として大き
く夢を膨らませてているときだけに、島民にとって
は正にこれは命だと、生活そのものだと、こうい
うふうに考えているんですけれども、ひいては本
土まで拡大するようなことがあれば我が国のかん
きつ生産農家に壊滅的な被害を及ぼすことにな
る、こういう心配をしておりますが、現段階でき
ちつとひとつ国の対応が望まれるわけですからど
も、このカンキツグリー二ング病の侵入防止並び
に検査体制の整備、防除対策、それから植物防疫
法の運用、これらを早急に講じるべきだと、そう
いうふうに思っているんですけども、併せて武
部農林大臣、御意見、決意をいただければありが
たいと思います。

○國務大臣(武部勤君) この病気の発生状況の調査につきましては、与論島では鹿児島県と植物防疫所が協力して今後とも本病の現地調査及び採集したサンプルの精密検定を実施することとしておりまし、奄美群島全域において調査を実施する予定でございます。

与論島では、平成九年の調査で未発生が確認されておりました。今回発見された感染樹の感染経路については、本病発生地域から与論島へのかんきつ類苗木や穂木、媒介昆虫のミカンキジラミが何らかの形で伝播したものと推測されるのであります。現在、植物防疫所において調査中でござります。詳しくは、鹿児島県と植物防疫所が協力して、本病に係る発生源解明、防除対策等に万全を期してまいりたいと、かように考えております。

○加治屋義人君 是非早急な対応をしていただきますようにお願いを申し上げて、終わらせていただきます。

○田中直紀君 自由民主党の田中でございます。
今日は、野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。

同僚の岸議員からポイントは質問がありましたので、私からはそれ以外の項目につきまして順次質問をさせていただきたいと思いますが、六月二日には山形へ行かれるようでありますし、国際会議もメジロ押しという忙しい時期に入ってきたわけであります。私は三月の下旬に縁がありまして中国の北京に訪問をしてまいりました。せっかくの機会でありますので、中国のIT産業あるいは軍だとか訪問いたしましたけれども、是非中国の農村を見たいと、こういうことで、北京近郊の、一時間ぐらい、最近は相当高速道路で便利になりましたが、北京の近郊の韓村河というモデル地区の農村を観察をしてきたところでございます。

報道のように中国は、当然国内に供給をするために農業を重要視をしているわけでありますが、

やはりこれから世界を見た最先端の農業を「目指しておる」ということをまさまでと视察で見てまいりました。その中で、耕地以外で、どんどん数字が増えておるようあります、施設栽培、いわゆる大型園芸施設という、これはもう当然、野菜のキュウリだとトマトだとピーマンですね、アジアのみならずヨーロッパ等の食材になっております野菜の栽培を手掛けけておるわけであります、モデル地区でありますから大変進んでいますなどといふうに思いましたけれども、トマトでありますと、苗が相当たくさん温室で栽培が進んでおりましたけれども、その模範の一時は、私は百八十分程あります、ちょっとと見上げる程度の、苗がそんなに大きくなるのかといふに困りましたけれども、八千個のトマトが一つの苗から生産をされると、まさか輸出していないんですね、この話をしましたら、北京の周辺だということで、ある程度高値で、収益性も確保しながらやっておると、こういうことでありますから、安心いたしましたけれども。

けでありますから、ほかの工業製品にとてても大変脅威なわけであります、これが一つの大きな、協議会の一つの大きな試金石になるんではないかということで私は注目をしているところでございます。

中国側あるいは日本側、いろいろと今回の協議においても主張を重ねておるということであります、が、今までに決定された内容について、そしてまた大いに議論されておる、特にこのネギ等の三品目の協議においてどの程度まで進展をしているかということをまず野間副大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○副大臣(野間赳君) 昨年の末に日中閣僚協議におきまして、日中間ににおける三品目の秩序ある貿易を促進するための日中農産物貿易協議会の開催につきまして合意をいたしたところであります。これまで委員御指摘のとおり三回、一月、三月、五月にわたりまして、両国の生産者、輸入業者及び政府関係者が参加をいたしまして協議会を開催をいたしてまいりました。また、私も二月の二十七日から三月の一日前まで訪中をいたしまして、中国政府の農業部長や対外貿易経済合作部の部長助理と本件問題につきましての意見交換を行ってまいったところであります。

これまでの日中間の話合いで、双方の関係者の間では、平成十二年のような日本への輸出の急増は日中双方にとっても不利益であるという認識が醸成をされつつあるところでありまして、このような認識を踏まえまして、三品目の生産、需要、価格等について更に検討を深めているところであります。

その結果、ネギ、生シイタケにつきましては、中国側は日本の需給事情を中国側関係者に周知することを表明したところでありまして、また平成十四年のネギの作付面積は、輸入の急増いたしました十二年に比べましてかなりの減少になる旨の説明があったところであります。

また、ネギ、生シイタケの秩序ある貿易を実現するための措置につきましては、最低輸出価格の

設定、秩序ある貿易を阻害をしております委託販売の防止のための決済条件の見直し等について議論がなされてきたところであります。

現在、ネギ等三品目の輸入につきましては、セーフガード暫定措置終了以降、増加をしているという状況にはないのですが、いずれにいたしましても、本協議会の場を通じまして需給の見通し等について共通認識を醸成することによりまして、日中間の安定をした貿易関係を築いてまいりたいと思っております。

○田中直紀君 なお一層の御努力をお願いいたしたいと思います。

大臣には、そういうことで、中国にも訪問をしていただいてその現地を是非視察をしていただくと有り難いというふうに思っております。協議会の最終的な目標は、秩序ある貿易ということの実現にあるわけでござりますので、その実効性についてどういうふうに担保されておるのかなというのが非常に重要な点ではないかと思つております。

実を言ひますと、そのときに日本の関係者に聞きました。昨年は、セーフガードの発動をしましたことによって中国の現地の生産者は大変な打撃を受け、損害を被つたと。しかし、行政にその内容について補償を求めて、当然、それは自由市場という中の行動でありますから、そういう面で日本向けのその対応につきましては、かかわつておる日本の業者といいますか企業といいますか、商社の方々は、やはり引き続き日本向けの生産をお願いすることによって、その損害をならしていこうというようなことを現地では話し合われていたんじゃないいか。

これは非公式の話でありますから、どの程度その補償を現地でしておるかということでありますが、せっかく今まで日本向けの農業として研究をし、そしてまた努力をしてきて、一時期セーフガードの発動によって輸出がストップをしたけれども、しかし、この協議会の中で行われるという

ことの中には、やはり今までやっていたいた中国の現地の生産者の皆さん方には、日本向のその生産をやってもらえるように努力をしていくことによって昨年の大変な損害は解消しています。

大変、それは中国との信頼関係というものを一つ築き上げていかなければいけないことになりますが、しかし、この野菜、あるいはこれから輸入において偏ったものができるではないというふうに感じた次第であります。

その中で、伊藤忠商事が山東省政府と経済協力をしていくことに調印をしたと。農林水産省がどの程度その話について、ちょっと質問が飛んで大変恐縮でありますけれども、話があつたか、そしてまた伊藤忠といふども協議会の重要な役割を、これは幹事でしようか、の役割を担つておるということでありますから、いわゆるその協議会の考え方が最終的な決着をしておらなかつてまた伊藤忠といふども協議会の重い状況の中で、農産物をすぐに山東省の政府との経済産業協力の中まさか取り上げるといいますか、話を進めていくというよくなことがあっては、また秩序ある貿易というものが本当に守られるのかと。

逆に言ひますと、協議会に入っているメンバーであるわけでありますから、伊藤忠商事に対して、その辺は本当に民間としても担保をしていくといふぐらいの行政としての御努力をしておく必要があるんじやないかと、そんな印象を持つておるわけであります、その辺の協議会と現地との関係というものにつきまして、どういうふうにとらえられているか、大臣にお伺いをいたしたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) 田中先生の前段の御質問について私の方や実態どうなっているかということがあります。先ほど野間副大臣のお話にもございましたように、日中農産物貿易協議会において一番のメリットは何かということを一言で言ひますと、お互いに問題意識を共有できる、そういう情勢が作り上げられてあるということです。つまり、中国側からすれば、日本に輸出する際にも、日本の生産量はどうなのか、需要はどうなのか、価格はどうかといふことについて関心があるわけでありますのか、品質についてどういう関心を持っているのか、品質についてどういうことについて関心があるわけでありますのかといふことについては、そのことについてはこれまでの三回の協議の中でかなり理解が深まつてきていると、こう思つています。

同時に、我が国にいたしましても、やっぱりしっかりした輸出業者というものを推薦していましたね。言わば、アウトサイダーというのは適切な言葉じゃないかも知れませんけれども、正規の貿易関係以外に入つてくると、それが国内の需給のバランスを崩す、価格を崩していくというようなことは話題につけました。

それで、そういうことが新聞には書かれておるわけであります。いわゆる構造改革の中でも、低コスト化タイプ、これもちょっとこの基準が、比較、局長で結構であります、三割ぐらいいの国産品と輸入品の価格体系であれば、そういう面では構造改革の目的が達成され、市場が乱されないと、こういうふうに思つています。

とで、そういった情報交換もかなり進んできているんじゃないかなと、このように思います。

そういうことから、最低輸出価格の設定、中銀側の優良輸出企業の推薦、秩序ある貿易を阻害している委託販売の防止のための決済状況の見直し等について積極的な議論が行われているところでございます。

特に委託販売、日本で販売した後、中国に代金支払を行う販売方法の問題については、平成十二年の輸入急増の大きな原因でもありました。また、これにより、日本国内のみならず、中国の輸出価格も下落しまして、日中双方とも大きな不利益を被つたのでございます。したがいまして、その防止を図るべく、現在、代金決済の方法について、銀行が代金を保証するいわゆるL/C決済の導入も含めて議論が行われているところでござります。

いずれにいたしましても、日中間の安定した貿易関係を築いていくためには、本協議会の場を通じて、需給の見通しや実効性確保のための措置について共通認識を醸成することが必要でありますので、今後とも協議、検討を深めてまいります。また、かように考えておる次第でございます。

○田中直紀君 先ほど副大臣からも交渉の内容についてお伺いをいたしました。

この二月に野菜の構造改革対策ということで農林水産省が出来まして、今回の法律につながっておるんだと思います。その中に、交渉の中に、これはネギであります、最低輸出価格で一トンが七百ドルと、約九万円と、これは据置きをする、そしてまた生シイタケは規格別に設定をしていくと、こういうことで見直す考えが共通認識になつてきました。このことについて、新聞には書かれておるわけであります。

菜の安定的な供給と野菜農業の經營の安定に今までの制度も一定の役割を果たしてきたものと、かように考えております。

しかし、近年先ほど来議論ありますように、輸入野菜が増加する中で、消費者の選好する価格、品質での供給ということに対する関心が高まっておりまして、我が国の野菜生産が生産者の減少、高齢化により弱体化するという一方で、流通は規格が複雑化する等、依然、多段階・高コストという構造になっているのが実態でございま

出でてくるんだと、こういうことにならうかと思ひます。ですが、その辺の考え方を、これは問い合わせて三であります。一緒にちょっと質問をさせていただきたいと思います。

○國務大臣（武部勤君） 経営所得安定対策の必要性は、水田営農と輪作体系の下での大規模畑作経営において高いわけであります。野菜も含むその他他の經營類型については、品目別に講じられてる対策の運用状況を踏まえながらこれは今後判断するべきことなんだろうと、こう思います。

この構造改革というのは、但コスト化あるいは高品質化、契約取引というような三つの戦略があるわけですが、低コスト化というのは価格を下げるだけじゃありませんで、コストを下げることによって所得を確保するということも当然考えられているわけです。高付加価値化は今までありません。さらには、この契約取引ということも、これも流通の機構を思い切り改革していくということを踏まえて価格の安定と所得の安定に貢献を考えていらっしゃいます。

しては、いわゆる所得政策というものを重点的にやっていくということも一方であるわけでありますから、農業経営所得安定対策というものに、稻作を始めとして農業を支えていただく農家に意欲のある農業を中心掛けていただこうと、こういうことになってきておるわけでありますから、野菜はどちらかというと非常にそういう面では価格の高低が激しい、天候によって量の変動があるということになりますので、今回の制度で保証していくということになっていくわけでありますから、整合性といいますか、やはり最終的には、稻作であろうが、あるいは転作をする、そしてまた野菜を手掛けたとしても所得安定というものが最終的には図られるんだということが大事であると。やはり所得安定対策の中に野菜というものをしっかりと位置付けているだけ、ということが大事ではないかというふうに思っておりますし、それが最終的にこの契約取引の制度の設定によって、消費者にとって、こ

契約取引の推進によりまして、生産者と実需者のこれは直接取引ということに相なるわけでございまして、私はこれは、流通・生産面でのコストの削減による低価格供給ということ、あるいは資源化というようなこと、それから何といつても消費者と生産者の間の顔の見える関係ということでトレーサビリティーの向上が期待されると思うでございます。

私、先般、イギリスやスペインに参りまして、量販店といいますかマーケットを見てまいりましたが、そのときにトレーサビリティーのことですべてねましたところ、不思議な顔をするんですね。イギリスもそうでした、スペインもそうでした。何でそんなこと尋ねるんだと。私たちの店は全部トーレースすることはできますよ、外国のこと今までやっていますよ。そこまでやっているという任性が消費者にあるんだと。だから、消費者が

くのではないかと、このように、これは前向きに受け止めで、そう思います。

○田中直紀君 是非、野菜につきましてもトレーリーサビリティーシステムの推進を図っていただきたい、て、消費者が安心して購入できるようなそういう体制に御努力をいただきたいと、心強く思つた次第でござります。

その中で、地産地消という活動が、やはり相手全国で、各都道府県、市町村で活発になってきてきています。全国の女性の協議会でしょうか、名古屋市産物の直売所を開設をして地場商品等を作つた農産加工品等、に活動をいたしておりますから。今回の契約取引という制度、どの程度の加入がある見込んでおるのかと、ことあると思いまますが、まず第一に、新たな制度につきましては、今までありました補助率が、都道府県に対する、補助率を五〇%に下げているわけですね。ですから都道府県の負担が増えているということになる

費の削減によりまして小売価格の大部分を占める流通コストを削減することができます。一般的に、そのメリットの一部を生産者も享受して、手取り額を増加できるということを考慮いたしまして、本制度の生産者負担割合を指定野菜制度より引き上げるということにしたわけでございます。なお、「一五%」という契約野菜安定供給制度の生産者負担割合の水準につきましては、米、大豆等もそれぞれ「五%」でござりますので、他の類似制度と比較しても重いものとはなっていなわけでございます。

また、今、委員御指摘のように、地産地消といふようなことを別の言葉で sagt いりますと、最近はやはりのスローフードということが、スローフード、スロータウンというようなことからも、今後、都市と農山漁村というものはどんどん接近していくんじゃないかと。あるいは、バイオマス等の生物資源の総合的な活用というようなことから考えま

ら先の先の生産者までなぜ求めるんですかねというような話を聞いて驚いたんですねけれども、私どもは、いざれにいたしましても、日本型のトレーサビリティーということを作り上げていきたいと。それによって、単に顔の見える関係じゃなくて、そこで対話が生まれると。この間も、私はジャスコへ行って、トレーサビリティーの機械を押してまいりましたけれども、その項目の中には、住所も電話番号も名前も書書いてあるわけですよ。あれをコピーしたやつをうつして持ってきて電話すれば、出荷した生産者と話ができるんですよ。正に。これはすごいことだな。これは日本が変わると、こう思つたわけであらりますけれども。やはり生産者と実需者の直接取引ということによりまして、低コスト化ということだけじゃありません、消費者と生産者の距離が縮まっていくと。

あるいは、もう一つ付け加えて考えますと、農協もおちおちしていられないということになるのではないかと。私は、こういったことの導入にとりまして農協改革ということとも拍車が掛かってい

けでありまして、附帯決議でも都道府県に対する
地方交付税措置の確保等所要の措置に万全を期し
てもらわなきゃいけないじゃないかと。
この制度について、やはり地方が努力をして、
地産地消という中で農家の皆さん方にも地域の対
策として大いに計画を立て御努力をいただいてき
ておるわけであります、今回の制度につきまし
ても、やはり生産性を上げて競争力を持てるよう
なそういうものにしていくことで、両輪
でやっていくべきであろうかと思ひますので、そ
の辺の補助率等の制度、これの今後の見通しとい
いますか、その辺、取扱いについて伺いたいと思
います。

○國務大臣(武部勤君) 契約野菜安定供給制度の
負担割合は、国五〇%、県一五%、生産者二五%
とするわけでござりますが、これに対し、指定野
菜制度の負担割合は、国六〇%、県一〇%、生産
者二〇%となつてゐるわけでござります。
これは、契約野菜安定供給制度が対象とする契
約取引は、指定野菜価格安定制度が対象とする市
場取引の場合と比較いたしまして、中間の流通経

費の削減によりまして小売価格の大部分を占める流通コストを削減することができます。一般的に、そのメリットの一部を生産者も享受して、手取り額を増加できるということを考慮いたしまして、本制度の生産者負担割合を指定野菜制度より引き上げるということにしたわけでございます。なお、「一五%」という契約野菜安定供給制度の生産者負担割合の水準につきましては、米、大豆等もそれぞれ「五%」でござりますので、他の類似制度と比較しても重いものとはなっていなわけでございます。

また、今、委員御指摘のように、地産地消といふようなことを別の言葉で sagt いりますと、最近はやはりのスローフードということが、スローフード、スロータウンというようなことからも、今後、都市と農山漁村というものはどんどん接近していくんじゃないかと。あるいは、バイオマス等の生物資源の総合的な活用というようなことから考えま

しても、そういうスローフード、スロータウンといふ新しい政策のコンセプトというものを考へることができる、こう思いまして、また、そういうふうなことも踏まえて、今後この法律制定に基づく野菜の三つの戦略というもののが成績を見極めながら、この地産地消についても更に前向きな検討に努めてまいりたいと、このように考えております。

○田中直紀君 今日は、参議院とそしてまた衆議院と掛け持ちで大変大臣には御協力をいただいたわけでありますので、十二時には切り上げたいと、こういうふうに思いますので、最後の質問にさせていただきます。

副大臣に伺いますが、これからは需給見通しはある地の供給体制確立の指針として、各都道府県あるいはプロック別に需給見通しをいろいろと御協力を聞いていただいてきたわけであります。当然連携を取って、問い合わせ四十問になりますが、大規模生産を含め、生産者団体等の需給調整活動が適切に行われるかどうかという、そういう指導をしながら、全国の見通しを立て、需給見通しを立てて価格の動向を探ると。そしてまた、輸入のそれぞれの各国との、大変そういう面では交渉をしていくことになりますから、そういう面で非常に今までのことよりも農林水産省が果たしていく役割というのが、今回のこの制度によって、特に野菜についてはこの四五年の対策を一、三年で大臣は達成していく、コストの面も、そしてまた消費者への信頼も、そしてまた大規模の野菜農家の育成もという、相当そういう面では多岐にわたり、そしてまた重要な問題をやっていくわけでありますので、是非早めに全国規模の需給見通しというものを立てながら、各都道府県あるいは市町村、そしてまた生産者、流通、消費者といううつな幅広い、野菜に関係する予算も増えたわけでありますので、是非今も御努力いただいているわけですが、なお一層の御努力をいただいきて、将来が見通せるようなそういう体制にしていく

ただきたいと思いまして、副大臣と大臣にお願いをして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○副大臣(野間赳君) 指定野菜の需要と供給の見通しであります。野菜指定産地を指定をいたしまして、国内の供給体制を整備することによりまして、食料自給率目標の達成を図ることが全国レベルの見通しということになります。

野菜の出荷期ごとの需給調整につきましては、国が毎年示しております需給ガイドラインを踏まえまして、生産者団体等は生産県別、出荷先ブロック別に野菜供給計画を策定をいたしまして、需給と価格の安定を確保してまいりたいと思って

○國務大臣(武部勤君) 今回の法改正でありますけれども、交通インフラの整備あるいは情報インフラの整備等によりまして、私は、全国非常に狭くなつたのではないか、あるいは産地と消費者といふ、その間もかなり距離が縮まつてきているんだろうと、このように思います。

先般、私は、政府のタウンミーティングのために淡路島の南淡町に行つてまいりました。私の出身地もタマネギの産地でありますけれども、この淡路島もタマネギの産地であります。淡路の方がなぜか値段は高いんですね、私は残念ながら淡路でタマネギは食べませんでしたが、いずれにいたしましても、リレー出荷でありますとか全国の野菜の需給というものの見通しといふものは、従来の考え方とは違つて、きめ細かく考えながら対応していくと。例えば十月から三月までの、この間に出荷されるタマネギは北海道のシェアが九割なんです。九割も北海道がシェアを占めていながら何でこんなに暴落するんだろうと、いうふうなことに私は少し疑問を持っていまして、今後の対策として、九割北海道ならば北海道だけででも価格形成というものはあるんじやないのかなと、こう思つたりもしておりますが、もちろんこの法案について勉強しているうちに新たなる問題意識が次から次と生まれてきて

いる次第でござりますが、委員御指摘のようなことを踏まえて、しっかりと需給の見通しというものについてこれを確立していかなきやならないと、こういうふうに思つております。その努力をしたいと思ひます。

○田中直紀君 以上です。

○委員長(常田享詳君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時五分休憩

員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、野菜生産出荷安定法の一部
を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○小川勝也君 民主党・新緑風会の小川勝也でござります。
せっかくいい質問を考えてきたんですけども、ちょっと委員が少ないようで、ちょっと残念です。
まず、野菜の出荷安定法、この委員会で観察、
生産現場も見させていただきました。この世の中
が経済効率優先あるいはデフレ、こういう流れに
あって、野菜だけがそのうち外に置かれるという
こともないだろうというのはよく実感ができるわ
けでありますけれども、ここまで来ちゃったのか
という思いも若干させられました。
それも後でお伺いをして、おおむね、生
産者の方々ともいろいろな意見交換をさせていた
だいておりますけれども、当然のことながら、自
分たちが生産するに当たって努力をしたくないと
いうふうに考えている人はだれもおりません。消
費者の皆さんに安心して食べられるものを出荷し
たいというふうに思っておられて、そのコストを
削減するに当たって、流通の諸段階と一緒に生産
現場でもそのコストを削減したいというふうに生
産者の方も思っていると思います。

そういう面でいいますと、おおむね、今回の野菜出荷安定法、限られた条件の下で作られた法律であるということは重々に承知させていただいておりますし、そんな中でよく作り上げられた法律だろうというふうに思っています。生産者の方々も歓迎をしていまして、この制度にのっとって自分たちも努力したい、そんな気持ちも伝え聞いたところであります。

さて、そんな中で、野菜ということで新たにこういう法律もできて、さあやるぞという気持ちになつていてるわけがありますけれども、大臣が一番よく分かっておりま、私も選挙区としておりますす北海道地域、タマネギの暴落の問題であります

す。 これも大変厳しい状況でありますて、ざつとキロ三十五円まで行つてしまつた。三十五円といいますと、キロですからね、一個三十五円じゃないのかというふうに言いたいぐらいであります。当然のことながら、手塙に掛けて生産したその苦労が実るわけはありません。そして、大きな言い方をしますと、そんな中で収入を得て次の年の生産に入るわけでありますので、その年に取れたもののがしつかり売れない、次の年の生産に結び付かないわけであります。いわゆる予想を超えた大変厳しい事態であります。

しかしながら、与えられた法律や制度の中でしかこれは行政としても対応できないのはよく承知しているところであります。何とかならないのか。せつから野菜のいい法律ができるのに、その前提条件となるときに大変苦しい思いをしておられる農家の方々がいる。

大臣の方から、このタマネギについて、こんな方向で何かいい方法をやつたと、あるいはやる、考えてはいる、そんなことをお伺いをしたいと思ひます。

○國務大臣(武部勤君) 私も正に北見に住んでおりますので、先般も帰りました際に、若い方々とD型ハウスで焼き肉をつきながらいろいろな話を聞いてまいりました。

本当に深刻な状況にあるということを、かつてはちょっと違うなど。なかなか生産の方々はいいときでもそう簡単にいいと言わないものでありますけれども、今回はこれは相当力のある農家がこんなに落ち込んでいるのかという実感を感じまして、私自身も深刻に受け止めていますが、何でこういうふうに暴落したのかということは、様々な指標を見ましても、これは輸入量は減少迷はやはり豊作が主な原因と考えられるのではないかと、このように思います。

価格の低落に伴いまして、野菜価格安定制度に基づく価格差補給金の相当程度の交付が行われることになりますが、このまま交付を今急がせているところでございます。一日も早くやっぱり現金が手に入るということが大事だらうと、こ思つております。

また、今後についてあります、今回の法改正によりまして制度の拡充がなされます。この制度のセーフティネット機能が一層強化されることとなると、かように考えておりますので、さらには野菜の構造改革対策の一環として、コスト低減や契約取引の推進、高付加価値化などの差別化等の各産地の取組を積極的に支援してまいりたいと、かようになります。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、私も先般いろいろ若い人たちと話をしてきたのであります。若い方々の反省の弁なども聞かかっていただきましたが、そこでお互いに今後のことで努力しようというお話をしたのは、大体十月から三月に掛けては北海道産のシェアが九割あるわけです。こういうことを考えれば、出荷調整等の産地の関係者の主体的な取組ということも重要だらうと思うんです。あるいは加工のこともござります。農林水産省としては、産地の主体的な取組に対するできる限り協力をやってまいりたいと、かように考えている次第でございます。

○小川勝也君 今、タマネギ価格の暴落について大臣の御感想も伺ったわけでありますけれども、生産者の方々とも私もいろんなお話をさせていたしました。

全体輸入量に比べて中国産の輸入が増えています。これも事実だらうというふうに思つています。

そして、かねてから野菜価格の暴落、低迷な傾向にござります。最近のタマネギの輸入量は減少傾向にござります。北海道産タマネギ等の価格低迷はやはり豊作が主な原因と考えられるのではないかと、このように思つます。

価格の低落に伴いまして、野菜価格安定制度に基づく価格差補給金の相当程度の交付が行われることになつておりますが、このまま交付を今急がせているところでございます。一日も早くやっぱり現金が手に入るということが大事だらうと、こ思つております。

また、今後についてあります、今回の法改正によりまして制度の拡充がなされます。この制度のセーフティネット機能が一層強化されることとなると、かように考えておりますので、さらには野菜の構造改革対策の一環として、コスト低減や契約取引の推進、高付加価値化などの差別化等の各産地の取組を積極的に支援してまいりたいと、かようになります。

そんな中で、今お話ししましたように、国だけで、いわゆる産地間競争だとカリレー出荷だけが需給調整だと、バランスを取れる時代は大変それはうまく機能していんではないかと思うわけであります。例えば、ネギとシイタケに暫定セーフガードを発動しなきゃいけないくらいの世の中に突入をいたしました。そうしますと、やはり外國産の野菜はどう向き合っていくのかというのが極要なテーマになつていくであらうし、今まで挙げた品目やタマネギだけではなくて、これまでこの法律に基づいて作られる様々な野菜が、中国産と言われる、あるいはほかの国の中のものを競合していくかなきゃいけないということを重く

受け止めるべきだというふうに思います。

それで、例えばタマネギはこれだけ暴落をしてほしいと考へて、輸入量との関係を比較的消極的に受け止めらる、これも事実だらうというふうに思つています。そして、かねてから野菜価格の暴落、低迷なBSEが発生をしたという特異な状況にあります。どういうのはあつたわけありますが、今、この状況といふのは、国内産だけの競争ではないということ、外国からの輸入のものを含めた市場形成がなされているということ、そして昨年来どうも、牛肉の消費とタマネギの消費というのを結び付けて考へておられる人たちもたくさんいます。

そして、今も大臣触れられましたように、特に北海道産地はロット、シェアが大変大きいもので

すから、価格形成能力を持つと呼ばれていました。当然のことながら、系統、ホクレンも北海道のタマネギが市場形成能力を持つておられるというこ

とをフルに利用しながら、調整しながら、いわゆる自分たちも生産者も利益が上がるようになるのが当然であります。それなのにこんなふうになつてしまつたというのも、これは大きな事実だといふうに受け止めていただきたいというふうに思つています。

ただ、中国からのタマネギの輸入量は平成十三

年が十万四千五百十五トンと過去最高であったとおりまして、平成十三年十月から十四年三月までの輸入量は、前年同月比で六一%、十四年一月から三月は前年同月比五三%ということからすれば、輸入が増えているということには当たらない

農作ということが背景にあると、このように思つます。

○國務大臣(武部勤君) 現在のタマネギの価格の低迷は、今も申し上げましたように北海道産の出荷量が多いということでありまして、基本的に

農作ということが背景にあると、このように思つます。

○國務大臣(武部勤君) 現在のタマネギの価格の低迷は、今も申し上げましたように北海道産の出荷量が多いということでありまして、基本的に

それが、例えばこれ、巷間どんなことが言われているかというと、中国産の輸入タマネギの量が増えてる背景には、中国以外の国で生産されたタマネギが中国でむきタマとして日本に入ってきた

これが当然のことながら日本の労働力の高さが成せる業であります。加工業者、外食産業などで人件費の手間を減らすために、新しくむ

いてある状態のタマネギの輸入という分野が、あるいはシェアが増えたから中国産のタマネギの二

倍が減ったのではないか、こういう分析があろうかと思います。このことについてどのような御判断をされておられますか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) カットされた野菜の話でござります。

貿易統計上、品目分類されていないわけでございまして、把握は困難でござりますけれども、生鮮野菜の中に含まれて統計分類をされておりまして、この生鮮野菜の輸入というのは平成九年から十三年にかけての五年間で五十七万トンから九十七万トンということで、一・七倍というふうに増えているわけでござります。

こういう状況もあるわけでございまして、現在、この法律を提案させていただき、また昨年、野菜の構造改革というのをまとめて、こういうのを含む国際競争力のある生産・流通体制、値段

の輸入量について見ますと、昨年末から減少してしまつたということがあります。それで、北海道産の出荷量が多いということでありまして、基本的に

それが、例えばこれ、巷間どんなことが言われているかというと、中国産の輸入タマネギの量が増えてる背景には、中国以外の国で生産されたタマネギが中国でむきタマとして日本に入ってきた

これが当然のことながら日本の労働力の高さが成せる業であります。加工業者、外食産業などで人件費の手間を減らすために、新しくむ

いてある状態のタマネギの輸入という分野が、あるいはシェアが増えたから中国産のタマネギの二

倍が減ったのではないか、こういう分析があろうかと思います。このことについてどのような御判断をされておられますか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) カットされた野菜の話でござります。

貿易統計上、品目分類されていないわけでございまして、把握は困難でござりますけれども、生

鮮野菜の中に含まれて統計分類をされておりまして、この生鮮野菜の輸入というのは平成九年から十三年にかけての五年間で五十七万トンから九十七万トンということで、一・七倍というふうに増えているわけでござります。

この法律を提案させていただき、また昨年、

野菜の構造改革というのをまとめて、こういうのを含む国際競争力のある生産・流通体制、値段

で勝とうといふのではなくて、日本で生産した安

いう声をたくさん聞いています。

に、これはもうBSE以上に深刻だという話はさておき、二分二二式対応装置に

いたします。

心して食べていただきれる野菜ができるために消費していくいただくということで、そういう意味の競争力のある生産・流通本部を確立することが重要では

○小川勝也君 これは私の感想としてどうえていいですか。
野菜に対する総合的な対策といふのをどう思ひますか。

しかししながら、先ほどお話をありましたとおり、都道府県と国と生産者の負担の割合、生産者は借金はたくさんあってもやる気のある人は頑張るんですけども、御案内とのおり地方財政が大変厳しい状況にあります。これだけやりたいやりたいという人が集まつても、都道府県にそれだけに財政の裏付けがないと結にかいたもちになってしまいかねないわけであります。もっと思い切って都道府県と生産者の基金の負担割合を減らした方がもっといい制度になるのではないかと、こんなふうに考へておるつもりでありますけれど、田舎者

○小川勝也君 これは、今回のこの法律、あるいはこの法律に向けての予算措置、これをどういうふうに考えるかといいますと、やはり先ほど来申申し上げているように、外国産の野菜との競合というものがベースにあるんだろうというふうに思いますが。

外 国 産 の 野 菜 が 入 る と い う こ と に 対 处 す る の は 、 そ れ で し た ま さ し た 、 十二分にこの文書が税制置について配慮したいと い う こ と も 申 し 上 げ て い る 次 第 で ござ い ます。

さて、今回 夕マネキの暴落の原因が何かと うことは、私は今の時点で分からぬと思いま す。しかしながら、この新しい制度のシステムの中で、「五五%か四五%」の最低価格の基準を選択で きるというふうになつて います。しかし、それは 何の価格の「五五%か四五%」かといひますと、いわ ゆる過去九年間のその農産物の平均価格といふこ とになつて います。私は、過去九年間といふと非 常に安心を持って聞ける響きがあるんですけども、未來を起点にして 考えたときには、例えば今 へつ三毛の五各に つづき二高令、そこ

ことなどと思ひます。しかしながら、この結果市場、こういうことにすべてのつとて農業分野までやりますと、最終的には人件費の安いところにかなわないということになってしまいます。だから、野菜の構造改革などという、何を構造改革するのかな?――いいますと、市場原理に合つせて何

でも安い方がいいぞというふうに聞こえなくもありません。この農業とか食とか食料の分野が本当にそこまでどっぷりつかっていいのか、私は大いに疑問に感じているところであります。

都道府県は、野菜指定産地の生産出荷近代化計画の策定等を通じまして地域の野菜産地の振興に重要な役割を有しておりますことから、野菜価格安定制度においては都道府県にも相応の負担をいただくということは私は当然だと、このように思いますが、この負担も他の制度と比べますと都道府県の負担が少ないということになっているわけ

現に、私どもの方にも、北海道や北海道議会から、この負担分が大変きついと、生産者の方々とも、輸入野菜や価格の暴落で大変厳しい中、この道府県はそういうことを考慮できるだけの立場かもしれないし、余裕もないだろうというふうに思いました。

価格というのも、我々の人知が超えたことも起こり得ないとも限らないというふうに私は懸念をす
るものであります。

な話で、流通が進歩する前は当たり前のことであります。ところが、今、国内の輸送が

重要野菜について国庫負担を六五%、都道府県で二〇%になります。

制度に向かって頑張っていこうとしているんで、できるだけ多くのニーズに、あるいはすべてのニーズに応じられるようにしておきたい。

農産物の価格が、それは市場メカニズムによつて決まっていくということも、ある程度仕方のない事実である。

容易はないで、北海道の食卓にも宮崎県の野菜が当然のことながら並びます。これほどんどんどんどん変わってしまったのか、進んだのか、表現の

食指を一七・五%としておられますのは、これは国民生活上の重要性に加えまして、価格の乱高下を生じやすいという特性にかんがみまして設定し

二一トはこたえていきたいけれども、大變なんだと
いう話でございました。

いことがもしません。しかし、先ほど、産地廃棄をしたタマネギ農家や、あるいは前渡金、概算払金をもらつておいたけれども、また返さなきや

仕方は微妙だと思ひます。その経済原則の流れにのつとつていきますと、それは中国産の野菜が食卓にのつても、メキシコからアスパラガスが来ても全然不都合じゃないわけであります。

都道府県の負担分に関しましては、今回の制度でございまして、すべての指定野菜について重要野菜と同様の扱いをするということは困難であろうと、かように思います。

ということになりますので、先ほど申し上げたよ
うに、この輸入野菜との対応、対処ということが
都道府県ではなくてやはり国のマターだというう
とにかんがみて、できれば、生産地域や生産者か

そこでこの場面にどっぷりつかっていいてしまうのが本当に怖いような気がするわけであります、がそんな中で、今回の制度改正はある一定程度評価させていただきますが、例えば、生産者の声、特に私は北海道でありますけれどもなかなか評価ができる法案なのでこういう制度に乗っかりたいと

改正と併せて地方交付税措置を拡充したところでございますので、このことを都道府県に十分説明すること等に努めまして円滑な制度運営を図ってまいりたいと思います。

らの二ーズの中で、都道府県の財政を理由にして、その指定、あるいはこの制度の利用ができないということはないよう、大臣に格別の御理解といふことがないように、大臣が対処というか方針を作っていていただければとうふうに思います。総務大臣にお話をされたということではありますので、答弁は要らないことに

野菜出荷安定法を一部改正するわけでありますから、ある程度予測できることに対処できる法律になつてほしい、あってほしいと私は思うわけであります。

そして、この平均価格から割り出される最低保証額というのは、今の時点では、昨日やおとといや、今年や去年のその野菜の価格というものを見にして考えると、なるほど、のみ込めるなどうふうに思つわけありますけれども、これからどの品目が中国から集中的に入つてくるかどうか分からぬわけであります。これが、例えば生産費であるとかあるいは再生産が可能なその場合はどの辺なのかということで、この最低保証額、これの決め方にもう一工夫あつたらどうかなと私は思つわけであります。その辺、大臣の御答弁をいたければ、というふうに思います。

○國務大臣(武部勤君) 最低基準額の水準は、おむね生産コストを賄い得るものとして設定しているのであります。しかしながら、不測の事態といいますか、価格が五五%水準を下回る例が見られるなどを踏まえまして、野菜の生産、流通の構造改革に取り組む産地は最低基準額を四五%水準まで引き下げるなどを選択できるようにすると、いうふうにしているわけでございます。仮に四五%水準を下回ることが懸念される場合には、やはり今行われておりますように、産地廃棄等によりまして価格の維持回復を図るといふことがしかるべきと、私はかように考えるわけでございますが。

今、先生から、未来を考えた場合には、これら構造改革によって低コスト化が進めば価格はもう必然的にどんどん下がっていくということになれば、どうも生産者からすれば夢も希望もなくなっちゃうと、今のうちにやめてしまおうかと、こういうような話にすぐなりがちです。実際に私も、子供が大学へ行くときには三百万は要るんだと、こういう話を今、小学生、六年生を持っている生産者、つまり父親がそういう話をするわざですから、そういうふうに短絡的に考え

すに、やはり今まで、政府も構造改革についてもっと早くから取り組むべきであつたというふうに思つて、今このスピードアップをしようということなんだから、生産者も今年みたいに悪いときばかりでなかつただらうと、随分良かつたときもあつたはずじゃないかと、こう言つたら、いや、おやじのときは分からぬけれども、おれが引き続いでからはこのとおり大変なんだ、こういう話で夜夜中までいろんな議論をしてまいりましたけれども。

政府といたしましては、やはりそういうことも踏まえて、生産者の方々にもこの制度改革に参加してもらって、そして特に北海道なんかの場合にはまだまだ加工ですか価格形成についても私はやり得るんぢゃないかと、こう思います。

そこにはホクレンの方もおりましたから、むしろ、何をやつていたんだと。私は、逆にホクレンさんに対しても、ここまで来るまでもっとあなたたちは情報を持っているはずぢゃないか、やはり農協系統の一番の問題は、むしろ生産者からあなたたちが買ってあげなさい、そしてあなたたち自身が売るというようなことまでこれから考えていかなきや駄目だよ、手数料だけもらって、そしてやつているからどうしても情報の取り方も甘くなんぢゃないかと、いうような率直な議論をしてまいりました。

しかし、今後もできるだけの、産地の新たな構造改革によって十分な協力をいたさないと、こう思つております。それで、十分な答えにはなつていませんが、いすれにいたしましても、私ども、産地の生産者とも、あるいは流通業者や団体の方々とも、今後の、輸入農産物が増えてくることを前提に、これにどう向かい合つて、あくかと、競争していくかということも含めて、あるいは価格で勝負するだけが能ではないよといふふうに思つていていたわけでありますけれども、これもやはり市場原理あるいは企業ということになつて、本当に現代の二十一世紀のこの世知辛い世の中の中には、農業さえも巻き込んでいくということにほかなら

○小川勝也君 製造業が価格競争をして、いわゆる日本の製造業の種類もボリュームも相当減つてかたというきさつがあります。

本当に農の世界もそれでいいのか。農業というのも、僕はまだ若輩でありますけれども、我々の国が成り立ちとか祖先がどうやって生活をしてきたかというふうに考へると、これは、農と食は生き命、生きることに非常に直結しているんではないかと思うのです。市場原理とかコストとか競争とかグローバル化とか、今はやりのキーワードを野菜や農産物の方にまでがっかりと当てはめていくのが本当にいいのかどうか、私は大いに疑問をもつているところであります。

これは私の思いをちょっと伝えますので、大臣、感想だけ結構です。

例えば、安くするためには、様々なメニューが県に視察に行つたときには、様々なメニューがあつて、これは後継者ががっかりして、あるいは生産法人でコストを下げがっかりやるぞといふ人など、おじいちゃんとおばあちゃんが楽しみながらやるうかというのと、いろいろメニューが作ら大大きくして、そして管理された栽培方法でやった方がコストが下がつていくわけであります。板木

敗れた今までの本当の農業をやつてきた人たちには、本当にその農業の効率化の中で押しつぶされていますね。それから、ハウスでロットを

あつて終わりだという意味で言つたわけではありませんで、今度の制度改革によって、廃棄されたものについてはたしか四〇%補てんする

と、そういう道があるわけであります。ですから、それは国が全額生産費を補償するというようないいことを申し上げましたのは、廃棄してそれですべて終わりだという意味で言つたわけではありませんで、今度の制度改革によって、廃棄されたものについてはたしか四〇%補てんする

らないと思つてあります。

そして、先ほども、四五%までは保証する、もし四五%を下回るようなことがあれば廃棄するしかないじゃないかというふうに大臣はおっしゃられました。そうすると、輸入したものが安ければ、そこに太刀打ちできなければ、生産費が出なければ廃棄する世の中が来てもやむを得ないといふ考え方であります。それは、一言で言つと、輸入したものに市場を奪われて、我々のこの大事な食料生産現場、農地で作られたものが土に返されると、それは仕方ないかなと思うふうに思つります。

本当にそこには

○國務大臣(武部勤君) 私が先ほど廃棄する以外にないということを申し上げましたのは、廃棄してそれですべて終わりだという意味で言つたわけではありませんで、今度の制度改革によって、廃棄されたものについてはたしか四〇%補てんする

うことができればいいですよ。だけれども、そういうような道があるわけであります。ですから、それは国が全額生産費を補償するというようないいことができればいいですよ。だけれども、そういうようなことはできない話でありますし、これは国民が許さないと思います。

ですから私は、生産者と消費者の顔の見える関係、なおかつ距離を縮めていく、そこで対話といふものが生まれる、そこで合意がなされる、その範囲というものはやはり私は一定の限られたものしか答えとして出でこないだらうと、こう思つてゐます。

同時に、輸入といふのは、これは避けられない一つの現実問題でありますから、これには競争しないかぎやならないわけですね。それは、その際には、コストを下げる方法、あるいは輸入農産

物に対するいろいろな不安全感というのは消費者があるというのは事実ですから、ですから私はやっぱり、こういった価格野菜政策についてもそうですが、やっぱり消費者の視点で、消費者がどういうものを探しているかという、そういう意味でも私は消費者に軸足を置いた野菜政策、農林水産政策というものを考えいかなきゃならないと、こう思うんです。

それから、これはちょっとと話、飛躍するかもしれないが、私は十年以上も前から、タマネギ生産組合の組合長である私の後輩に、もう法人化したらどうだという話を彼にしていたことがあるんですが、この間行ったら、早くから代議士に言われていたようにみんなで相談して法人化しておけばよかったという、そういう話をしております。

ですから、今直面している問題については、限られた今現状の与えられているサーフティーネットの中でやらなくちゃいけませんし、同時にまた農協は、単協は単協は概算払について、今までは一万円ぐらい来たそうですよ、概算払プラス一万円ぐらい来たそうです。今度はその逆だというよう話をしました。

ですからこれは、ホクレンだと、北海道についていえば、農協とかということに対してもう手当をしていくかということでありまして、生産者団体としても当然、野菜生産、タマネギ生産についてもサーフティーネットというものを考えながらやっているんだろうと思うんです。どういうことができるか、具体的な相談があればできるだけの相談に乗るような努力はしていきたいと思いますが、基本的にはやはり構造政策というものを進めていかなければなりません。もう一つは、地産地消の問題はまた別だと思います、私は、それはそれとして、なぜ地産地消がいいかというのを見ているところで生産されるから安心していくだけの相談に乗るような努力はしていきたいと思います。

物に対するいろいろな不安全感というのは消費者があるというのは事実ですから、ですから私はやっぱり、こういった価格野菜政策についてもそうですが、やっぱり消費者の視点で、消費者がどういうものを探しているかという、そういう意味でも私は消費者に軸足を置いた野菜政策、農林水産政策というものを考えいかなきゃならないと、こう思うんです。

それから、これはちょっとと話、飛躍するかもしれないが、私は十年以上も前から、タマネギ生産組合の組合長である私の後輩に、もう法人化したらどうだという話を彼にしていたことがあるんですが、この間行ったら、早くから代議士に言われていたようにみんなで相談して法人化しておけばよかったという、そういう話をしております。

ですから、今直面している問題については、限られた今現状の与えられているサーフティーネットの中でやらなくちゃいけませんし、同時にまた農協は、単協は単協は概算払について、今までは一万円ぐらい来たそうですよ、概算払プラス一万円ぐらい来たそうです。今度はその逆だというよう話をしました。

ですからこれは、ホクレンだと、北海道についていえば、農協とかということに対してもう手当をしていくかということでありまして、生産者団体としても当然、野菜生産、タマネギ生産についてもサーフティーネットというものを考えながらやっているんだろうと思うんです。どういうことができるか、具体的な相談があればできるだけの相談に乗るような努力はしていきたいと思いますが、基本的にはやはり構造政策というのを進めていかなければならないと思います。

地産地消の問題はまた別だと思います、私は、それはそれとして、なぜ地産地消がいいかというのを見ているところで生産されるから安心していくだけの相談に乗るような努力はしていきたいと思います。

例えれば、農業を大事にしている国の野菜の味、そして日本でもやっておられるような有機農業、あるいはそれ以外の方法、そして昔と今の比較

するわけですから、その間の流通コストというのは半分ぐらいあるんですね。そういうようなことを考えると、安く買える。道路で、飛行場のそばで野菜売りをやっている奥さんの話を聞くと、そんなどう話をしました。こんなに下がっても、ここで売るとまだ手取りがあるんですよ。

私も多少そういった人の話を聞いておりますので、先生から今どういう思想をということですから、同感はいただけないかもしませんが、率直に私の感想として申し述べさせていただいた次第です。

○小川勝也君 余り私が期待をしていた感想をお持ちじゃないということですね。

私は、これ、生産者にお金をということを言っているわけではないんです。日本というこの国で農業が當々として続けられてきた。今正に、お金、経済効率化、グローバル化の中での農業のものが変質しようとしている。みんながお金もつけたために食料を作るという国で本当にいいのか。私たちの国の農業とそのを産業の一環として、どれだけ競争力があつて強い産業なのかということで農業をとらえていいのか。そして、我が国農業の元緒ある農林水産省の責任者がそんな感想でいいのかと私は思います。将来に必ず禍根を残す。しっかりと、文明とか歴史とか、生意気なようだけれども、もっと大臣に理解していただきたいと私は申し上げたいというふうに思いました。

さて、効率化優先の食料生産の中でどんなことが今言われているか。例えば、昔の野菜はもつと臭かったよな、あるいは、キュウリなんて畑でもいで食つただけで塩なんか付けなくて味があつたと。今の野菜は味がない。そして、ある人はこう言う。フランスに行ったら野菜はうまい、日本の野菜はうまくない、こういうことが言われています。

これは、食味と栄養価についていろいろ研究しているという分野はどこでお持ちでしょうか。

○國務大臣(武部勤君) 先生の質問の趣旨というのを私は正確に聞いていなかつたのかもしれませんね。でも野菜売りをやっている奥さんの話を聞くと、そんなどう話をしました。こんなに下がっても、ここで売るとまだ手取りがあるんですよ。

私も多少そういった人の話を聞いておりますので、先生から今どういう思想をということですから、同感はいただけないかもしませんが、率直に私の感想として申し述べさせていただいた次第です。

○小川勝也君 余り私が期待をしていた感想をお持ちじゃないということですね。

私は、これ、生産者にお金をということを言っているわけではないんです。日本というこの国で農業が當々として続けられてきた。今正に、お金、経済効率化、グローバル化の中での農業のものが変質しようとしている。みんながお金もつけたために食料を作るという国で本当にいいのか。私たちの国の農業とそのを産業の一環として、どれだけ競争力があつて強い産業なのかということで農業をとらえていいのか。そして、我が国農業の元緒ある農林水産省の責任者がそんな感想でいいのかと私は思います。将来に必ず禍根を残す。しっかりと、文明とか歴史とか、生意気なようだけれども、もっと大臣に理解していただきたいと私は申し上げたいというふうに思いました。

さて、効率化優先の食料生産の中でどんなことが今言われているか。例えば、昔の野菜はもつと臭かったよな、あるいは、キュウリなんて畑でもいで食つただけで塩なんか付けなくて味があつたと。今の野菜は味がない。そして、ある人はこう言う。フランスに行ったら野菜はうまい、日本の野菜はうまくない、こういうことが言われています。

これは、食味と栄養価についていろいろ研究しているという分野はどこでお持ちでしょうか。

○國務大臣(武部勤君) 先生の質問の趣旨というのを私は正確に聞いていなかつたのかもしれませんね。でも野菜売りをやっている奥さんの話を聞くと、そんなどう話をしました。こんなに下がっても、ここで売るとまだ手取りがあるんですよ。

エネルギーを攝取していたのか。これを今見直す
という分野でいろんな出版物や研究データが出て
います。

最近これ買った本で、「食の堕落と日本人」と、読んでみると非常に面白いです。どちらかといふと、先鋭的な表現を使う人なんですねけれども、例えば世界各の中でも自分たちの食文化を捨てた国はどこにもないわけであります。今、例えば大学生にアンケートを取って、この中で朝、御飯とみそ汁とおしんこで御飯食べててきた人と聞いたら、十人のうち一・七人だと。ところが、お隣の韓国ではほぼ一〇〇%に近い子供たちが自國の、自国内ならライフスタイルで御飯とみそ汁で食べる。

それで、特筆すべき点は、韓国からの留学生が御徒町から食材を買ってきて自分の部屋でキムチを漬けている。これはある特殊な例の話でありますけれども。

日本は、本当に伝統的な食文化をかなり捨てる、効率的がいい、西洋がいいと、何もかも捨て金だけ稼げばいいじゃないかという国に成り下がっているんじゃないかなあと。これは私の懸念であります。科学的なデータも何もない。食をつけさしこつている役所である農林水産省は、そういうことにも当然のことながら注目をしながら、責任を感じながら、未来を見据えながらしっかりと私たちの国の食と農を考えもらいたい。

いという問題にはならない。自給率が何%になればいいということではない。そして、かつて、これは衆議院の鮫島さんのパーティで、お友達の、今、日本大学の教授をやっている方の発言でありました。おれと鮫島は日本の食料事情が悪かったときに、その食料生産の研究者になつてみんなの腹が一杯になるようにしたいということであつたと。光合成の研究をして、その後研究もうまくいったでしょう、農林水産省の行政もうまくいったでしよう。私たちの国に飢えた人はほとんどいなくななりました。

て、本当に我々が生きていく上で必要なエネル
ギーを、そしておいしいものが食卓に上る時代だ

ります。
もう一つは、水の問題があるんだろうと思いま
すね。水を輸入していくようなものなんですね。

幸いな結果というか、その後のBSEの検査では、今回、鑑定上判断をされました。これは、本

幸いな結果というか、その後のBSEの検査では、今回、陰性と判断をされました。これは、本当に大変痛ましい事件が発生したそのことによく

ISAというんだそうです。これが主流だと。L
が日本農業だった。今は違うと。リトル・イン
プット・サステナブル・アグリカルチャー、L
こういった方向で、大臣は断片的に有機農業も
大事にしていきたい、それからリタイアして農業
をやりたいんだという人も大事にしていきたい
と。そういうことも含めて、日本全体のやつば
り食料、そして農、食、これをつかさどっていく
る立場で子のうで、もう、うまむつて二事にて

今はもう水の問題が、私は個人的に考えまして、この地球上の最も重大な問題の一つじゃないかと、こう思つておりまして、農産物を輸入するといふことは、その農産物を作るために莫大な量の水を使つわですから、水を輸入している、見方を変えれば水を日本が略奪していると、こういうことも考へられるわけでありまして、その反面、日本はどうなんだと。田んぼなんか減反していく、水をしつかり使つているか、生かしているかという問題もあるうかと思うのですが、

比較をしてみると、やっぱりこの山梨県の事件も踏まえてみますと、生体ではBSEは分からぬということがきちんと分かったわけあります。こんなことからしても、本当に北海道で亡くなられた女性は大変痛ましいし、今後こういうことが絶対に起こらないようなことをしていただきたい、獣医さんたちに過重な、そんな判断を強いるようなことをしていただきたくないという思いがあります。

そして、五月二十八日に、北海道の農政部からプレスリリースが届けられました。この中で、四

ハイインプットではないということになりますと、いろいろやつていかなければならぬこともありますけれども、とりわけ輸入野菜の残留農薬の問題が今消費者の非常に大きな関心になっています。一元的に言うとこれは厚生省の管轄だというふうに伺っています。しかし、私たちもこれ、貿易をする国として、自国の生産物には農薬をどんどん使っていて外国から来る農薬だ

残留農薬の問題でありますとか輸入農産物についての検疫については、これはきちっと厳しくやると同時に、その情報は、だから輸入しないとかなんとかそういうそういうことじやなくて、对中国で考えた場合には、日中農産物貿易協議会の中で、品質ということについてもテーマの一つに、項目に入っておりますので、そういったところで情報を提供して、オーバーな言い方かもしれないが、やっぱり地球的な考え方で農業の問題も食の問題も考えていかなければならぬ。

ですから、私が発表した「食」と「農」の再生プランは、消費者第一のフードチエーンといふ意味は、そういうことで申し上げているわけであります。

プレスリリースが届けられました。この中で、四十四頭が疑似患畜と決定をされました。この四十四頭、四十一頭と三頭に分かれるみたいなんですが、四十頭の牛たちは屠殺をされたんですか。予定というふうにいただいています。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 四十四頭の疑似患畜と認定されまして、順次、そのうちの四十一頭は家畜伝染病予防法に基づきまして殺処分がされしていくというふうに聞いております。

そして、三頭については、直ちに殺処分を行わずに、北海道立試験場において学術研究のために継続して飼養観察をされるということになったというふうに聞いております。

○和田ひろ子君 四十四頭と三頭という分け方はどういう根拠の下にされましたか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 清浄化に向けた措

○國務大臣(武部勤君) 私は、今、小川先生のお話になつてゐることは、これから我々が、我々というより、農林水産省というよりも政府全体で

す。よろしくお願ひします。
野菜についてお伺いをする前に、まずBSEの
問題についてちょっとお伺いしてみます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 清浄化に向けた措置ということで、原則はBSEの疑似患畜は殺処分ということになつてゐるわけでございますけれども、農林水産大臣が指定した学術研究機関において、試験研究の一環として、臨床症状の確認などをのこりこぼして畜産を同育できるということを

バイオマスでありますとか、生分解プラスチックなどもそうですございます。減農薬の問題も有機農業の問題もそうでありますて、上手に説明はできませんけれども、そういう意味で日本はアジアや世界に貢献し得るんじゃないかなと、こう思つてお

五月二十四日に、新潟県で銅育された乳牛が山梨県内の食肉処理場で生体検査の結果、神経過敏などの症状があると判断をされて、食肉の処理が禁止されたことが大きく報道されました。でも、

これまでの四頭も、九六年の三月、四月生まれでございまして、この三頭は、九六年の五月生まれ一頭と七月生まれ一頭ということで、道立の畜産試験場へお送りいたしました。

験場の方で選択をされたというふうに伺つております。

○和田ひろ子君 私は、四十四頭全頭が実は貴重な学術的検体ではないかというふうに思つてます。五月生まれが一頭、七月が一頭ですか、そういうものであるとすれば、本当にもし五月のところに、ずっと育てて、結局死んで、検査した結果、五月生まれは何もないということが分かるんでしょうか。七月生まれが一頭だけ残されただけで、七月生まれはBSEの疑いは何もないというふうに残るんでしょうか。とても変な分け方だとうふうに思ひます。

同居している牛、そして近くに生まれた牛全頭を、今回は今までできなかつことを、きちんと四十四頭飼つていてこれが大きな検体になるといふうに思いますから、是非これは学術研究のために飼つて、やっぱり代用乳がどうだつたのか、同居していた牛にはどうだつたのか、そして肉骨粉を食べた牛がどうだつたのか、そういうことをきちんと見分ける、感染経路を調べるためにも、外見上の検査しかできないんですね。BSEに感染しているかしていないかというのは、生きている牛はできません。

疑似患者を何で殺処分するかというのは、これは、BSE検査をして、言わば疑似患者として認められた牛が全部陰性であれば、我が国の学術的なデータといいますか、BSEに関するサービスランクのデータの蓄積になるわけなんです。ですから、この殺処分した牛は正に検体として使つてゐるわけです。

しかし、検査だとか学術的な研究というの生きている牛ですね、しかも同居牛の中で生年月日が近いものをなぜ別扱いしたかというのは、これからこの牛が生きたまま何か症状が出てくるのか、神経症状が出てくるのか、そいつたことを

調べるといいますか検査、調査するということでありまして、これは全部、殺処分した牛も検体を取つてBSEを検査して、これが、中には陽性といふものが出来れば、やっぱり同居牛というものが、同じえさを食べていたというものに感染する可能性が高いとか低いとか、今までは、三頭目までは全部殺処分して検査して陰性なんですね。それだけじゃデータが足りないからといって死亡牛ですね、ヨーロッパやイギリスの例を見ますと死亡牛の方が確率が高いものですから、これを更に二十四か月以上、できるだけ早く、今日、衆議院の方ではBSE法案通していただきましたけれども、議員立法で委員会で可決されましたけれども、そういうようなことであります。私どもとしては、できるだけ数多くのデータを得た上で、それで自信を持って、OIE、国際機関に対して、日本はこれだけのサービスバランスをやってこられるだけのデータを持っていて全部陰性ですよ、だから何も同居していたからといって殺さなくていいじゃないですかと。我々としては、これは廃用になるまで、高齢牛として出荷されるまではきっとそのまま、今まで同様に飼育することにしましたと、そういうことを堂々と言えるにはまだまだ蓄積が足らないということでありまして、私も御存じと思いますけれども、生体検査というのは外見上の検査しかできないんですね。BSEに感染しているかしていないかといふのは、生きている牛はできません。

疑似患者を何で殺処分するかというのは、これは、BSE検査をして、言わば疑似患者として認められた牛が全部陰性であれば、我が国の学術的なデータといいますか、BSEに関するサービスランクのデータの蓄積になるわけなんです。ですから、この殺処分した牛は正に検体として使つてゐるわけです。

しかし、検査だとか学術的な研究というの生きている牛ですね、しかも同居牛の中で生年月日が近いものをなぜ別扱いしたかといふのは、これからこの牛が生きたまま何か症状が出てくるのか、神経症状が出てくるのか、そいつたことを

ます。国が責任を持つて万全な支援をしていく必要があります。これは全部、殺処分した牛も検体をいただきたいということを申し添えたいというふうに思ひます。

それでは、野菜の質問に移らせていただきま

す。

○國務大臣(武部勤君) 私は、我が国の経済にどんな影響があつたかどうかということと、この商品のセーフガード確定発動をしなかつたということは連動して考えておりません。

農林水産大臣としては、守るべきは守らなきやならないと、こう思うわけであります。その後、この日中農産物貿易協議会を設置いたしまして、三回議論をしているわけでございますが、その後の動きは、ネギはちょっと多いですけれども、それ以外は暫定発動してからよりも低い水準になつてゐるわけでござります。

同時に、その後の協議会の中で率直な意見交換が行われまして、平成十二年のような日本への輸出の急増は日中双方にとって不利益であるという認識が日中双方に、特に中国側にも醸成されてきているということ踏まえまして、今後も生産、需要、価格等について更に共通認識を深めてまいりたい、このように考へておるわけでございま

す。

なお、先ほど来議論しておりますように、この三品目以外のタマネギ等の監視品目にについてもこの協議会の議題になつてゐるわけであります。もしあそこでドンパチやつて決裂ということになつたときに、確定発動したといたしますと、三品目は確かに守られるかもされませんけれども、それじゃタマネギだとかほかの品目どうなるのかということを考えますと、暫定発動のときよりも需要、価格等について更に共通認識を深めてまいりたい、このように考へておるわけでございま

す。

昨年の四月二十三日から十一月八日までの一百日間、ネギと生シイタケ及び脳表の三品目で一般セーフガードが暫定措置として発動されました。その後、本発動にはならなかつた、なれなかつた、本当に国民の、農家の皆さん、多くの皆さんが本発動を求めていたといふうに思ひますが、なれませんでした。政府の調査期間終了後、終了した、本当に国民の、農家の皆さん、多くの皆さん

が本発動を求めていたといふうに思ひますが、なれませんでした。政府の調査期間終了後、終了した、本当に国民の、農家の皆さん、多くの皆さん

が本発動を求めていたといふうに思ひますが、なれませんでした。政府の調査期間終了後、終了した、本当に国民の、農家の皆さん、多くの皆さん

○和田ひろ子君 先ほどからタマネギの話なんかたくさん出ておりますが、WTO上正當に認められたとしている一般セーフガードですから、先ほど大臣は市場の攪乱を未然に防ぎたいというふうにおっしゃっておりますが、この以後、一般セーフガードを機動的に発動する考えをお持ちですか。

○國務大臣(武部勤君) 先ほども話させていただけましたように、今の時点で、権利としてあるんです。権利としてはござりますが、しかし今の状況の中で、どれ一つ取っても、いわゆる経過的な発動、中国のWTO加盟による経過的なセーフガードの発動の条件にも要件にもないなど、こういうことでありますし、むしろ日中農産物貿易協議会というものをより機能させて、そういうたごとにならないよう、輸入急増というものがまた再び起こるようなことがないよう、秩序ある農産物貿易というものがきちっと守られていくように努力していくことが大事じゃないかと思います。

○副大臣(野間赳君) 昨年の末、日中閣僚協議に進するということが合意をされているんです。それで、民間組織で農産物貿易協議会が設立されたんですけども、秩序ある貿易というのはどういうことなのか、改めてもう一度お伺いをいたします。

おきまして、日中間ににおけるネギ等三品目の秩序ある貿易を促進するため、日中農産物貿易協議会の開催について合意をいたしました。これまで三回、二月と三月及び五月に開催をいたしま

秩序ある貿易とは、平成十二年のネギ等の三品目の我が国への輸出の急増が、我が国における価格のみならず、輸出価格の下落を招き、日中双方にとりまして不利益となつたことにかんがみまして、今後このような事態が生じないように、日本の生産動向及び需給動向を踏まえた貿易を行うことによりまして日中間の安定した貿易関係を築くことになりました。

「いい」とをねらうとしたとしておると、いろいろあります。

に促進していかれるおつもりですか。秩序ある貿易を促進するそういうことをいろいろ考えた上でそういう貿易をしていくということですが、その促進のための努力というのはどういうふうに。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 日中間、日中双方間で話合いをしているわけでございます。特に三品目の生産、需要、価格等について議論を進めま

して、例えば不景気、シティケでいきますれば、最も低輸出価格の設定、それから秩序ある貿易を阻害している委託販売、丸投げの防止など、そのための決済条件の見直しでございますとか、そういうわがわる秩序ある貿易を双方で実現するためにはどうしたらいいかという議論をしておりまして、その結論を、決着を得べく協議継続がされているということですござります。

現在のこところ、先ほど大臣の御答弁にもござい

ました、ネギ等三品目の輸入については、セーフガード暫定措置終了後増加している状況にはありますけれども、本協議会を通じて需給の見通し等について共通認識を醸成するといふことが基本であろうというふうに考えているところでござります。

○副大臣(野間赳君) これまで三回開催をされ
まいりました日中農産物貿易協議会は、両国の生
産者、輸出入業者の民間関係者に加えまして、関
係省庁も参加をいたしてまいっております。
ようですが、主に三品目だけについて御相談をさ
れているのかどうか、今後の見通しなども含めて
お願いいたします。

この中におきまして、政府は、昨年来、日中間の交渉の経緯も踏まえまして、協議が円滑に実施をされ、ハサウエイ先生へ高まるところ、心よりお

○政府参考人(須賀田菊仁君) この協議会において三品目以外も議論しているのかといふお話をうなづいておられます。

三品目以外の产品につきましても、紛争の発生を未然に防止するという觀点から、中国からの輸入が急増して国内産業に影響を及ぼすおそれのある場合には、このような協議の場等において問題点を提起をいたしまして、協議を実施していくとすることにしております。

具体的には、現在までのところ、昨年輸入が増加したタマネギについて、先週の協議会で日中双方の生産、作付け、出荷等の情報の交換等をした

○和田ひろ子君 今回の件を見ても、セーフガードの発動については、その発動までいろいろ難しい問題がありました。しかし、農産物については、天候とか季節性とか、また腐敗しやすいなどの特性を持っているので、他の鉱工業の製品と同様に扱うべきではないかなど、この辺でござります。

検に扱うのは、絶対にアンブコアだというふうに思っています。農産物独自のセーフガードが必要だというふうに考えています。

平成十二年の十一月に、WTOに日本提案として、農産物については単純で基本的な基準により自動的に迅速に短期間の軽微な措置を発動できる

新たにセーフカートの創設を提案しておられるようですが、この問題は外交交渉の問題であって、難しい問題であると思います。その実現に向けて積極的に努力をしていただきたいと思つています。

けれども、現在、その実現に向けてどのように取り組んでおられるのか、関係諸国の御理解を得ら
していられ、うる見えどう聞こへりうへり

うに思っています。地元の農家の皆さんなんかの気持ちとしては、日本の国は農業交渉がとても弱い、それはなぜなら、鉱工業の製品を売らなければいけない我が国の現状を踏まえれば農林省が頑張れないのは無理もないよななんという思いがたくさん持たれています。でも、農林大臣は、先ほど、いや、農業は

農業だけで頑張るというふうにおっしゃられたん
ですけれども、本当にそうなのか。新たなWTO
の提唱が実現するのか、絶対に農業、そのことだ
けで頑張っていかれるのか、お聞きをしたいと思
います。

セーフガードの取扱いの状況でございます。その中で、先生お尋ねの言わば農産物の特性に即して、取りまとめさせていただいております。昨年、その日本提案について、今申しました特別会合の場

で説明をし、各国と議論を展開してきている状況にござります。

日本提案の考え方は、正に農産物については季節性があり、腐敗しやすいなどの特性を持つているので、これについての独自のセーフガードを創設しようという提案でござります。この我が国

提案につきましては、同様の提案を行っているのは、現在、韓国、唯一韓国のみという状況でござります。我が国の提案に対しケアンズ等の輸出諸国からは、言わば保護の拡大であるとして、そういう新しいセーフガードの創設については反対の意見を表明している、そういう状況にござります。

議で採択されました閣僚宣言におきまして、農業分野についての今後の交渉スケジュール、これ先生御案内のことですが、要は、来年の三月末までに今後の交渉の取り進め方、モダリティーといふ言い方をされていますけれども、そういう枠組みを確立するというスケジュールがもう合意に至っております。

そういう点で、この六月から農業交渉、項目ごとに更に議論を展開するという状況、それで、来年三月のモダリティー確立に向けた交渉が本格化していくという状況でございますが、各国の立場をしている韓国はもちろんのこと、私どもの提案に関心を示している国、例えばイス蘭なんかも大変関心を示しております。そういう関心国への働き掛けを強めることによって農産物の特性に配慮したこのセーフガード問題につきましては、同じ提案の違いが更に徐々に鮮明になっていく、厳しい交渉が予想される状況でございますが、私ども、このセーフガード問題につきましては、同じ提案をしておきます。

○和田ひろ子君 是非そういう方向で頑張っていただきたいというふうに思っています。

厚生省から来ていただいております。輸入野菜

の安全性についてお伺いをしたいというふうに思

います。

先ほど小川委員も言われておりました。我が國

もきちんとやらなければいけないというふうに私

も思っています。しかし、今、中国の輸入野菜か

ら、サヤインゲンやホウレンソウから殺虫剤の強

い濃度が出たり、残留農薬が検出される事例が多

く報道されておりますけれども、これまでの違反

の検出の状況とか、国民の食の安全を守る上で

は、本当にこれはきちんとしなければいけないも

のだというふうに思っています。

まとめてお伺いをしますけれども、例えば BSE のときも、外国からきちんととした証明書が付いているから大丈夫だ大丈夫だと言いかながら、結局

はこんな BSE の問題になつたことを踏まえ

て、そこに行つてきちんと見てこなければいけない、そして水際できちんと止めなければいけない、國民がそうでなければ安心できないというふうに思っています。

そういうことを踏まえてお答えをいただきたい

というふうに思います。

○政府参考人(尾崎新平君) 輸入食品、野菜も含

めてございますが、検査体制について簡単にま

ず最初にお答え申し上げます。

全国三十一か所の検疫所に二百六十八名の食品

衛生監視員を配置いたしまして、食品衛生法に基

づいて輸入時の審査・検査・監視業務を行つてい

るところでございます。その際には、輸入食品の

輸入重量あるいは過去の違反率に基づきまして年

間計画を策定いたしまして、これに基づいたモニ

タリング検査を実施すると、また、海外の情報等

に基づきまして、必要に応じサンプリング率を引

き上げたりということで対応しているという部分

がございます。

こういったモニタリング検査をやりました際に

違反が出た場合に、モニタリングの率を上げる、

あるいは複数回違反が出た場合には命令検査を掛

ける、全届出についての命令検査を掛けると、そ

ういうふうな対応をしているわけでございます。

当然のことながら、違反が出たものにつきまし

ては、積み戻し又は廃棄と、そういうふうな措置を

取らしていただいているというところでございま

す。

これまでの中国産の野菜につきましての残留農

薬の違反件数でございますが、この一月から強化

月間として検査を強化したわけでございますが、

それが二月の十八日まで実施をいたしました、そ

の後、今申し上げましたように複数の違反が認め

られた野菜については検査命令を継続いたしてお

ります。それと、その他違反が認められた野菜についても、全届出、一〇〇%のモニタリング検査を継続している。あるいは違反が認められたものからも違反のケースが出ておるという

率よりも高い率でのモニタリング検査を現在やっ

ておると、引き続き対応しているという状況でござります。

○和田ひろ子君 国民の食を守る、安心して食べ

られるというふうなことを踏まえて、是非き

らんとしたモニタリング検査を行つていただき

たいというふうに思います。

厚生省、ありがとうございます。お帰りになつ

て結構でございます。

野菜出荷安定法の改正の問題点についてお伺い

をいたします。

この出荷安定法の問題点は、モラルハザードの

問題、出荷団体を通さないで直接取引とか、大規

模農家が契約取引などが対象になつてるので、

もしかしたらモラルハザードがあるんじゃない

か、交付金の不正な受給ですよね、これがあるん

じゃないかということ、大規模生産の制度の対

象を露地野菜で十ヘクタールとか、施設野菜で四

ヘクタールって、こんな大きい、これが一品目で

あるとすれば、こんな大きな対象農家ってなかなか

かないと思うんですね、教えていただきたいとい

うふうに思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 私どもも、契約取

引のいわゆる不正受給防止、モラルハザード防止

については注目をしておりまして、きちんとした

対応が必要であるふうに考えております。

特に、お金の申請は自己申請でございます

ので、十分なチェックが必要にならうというふうに

思つております。

そこでまず、この契約取引に参加をするとい

う際にも、生産者と実需者の間での伝票等により

まして、申請どおり出荷がなされているかどうか

か、これを更にチェックをしたい。さらに、事後

にも、野菜供給安定基金が、不正に補助金を取得

していいかどうかを必要に応じて調査をすると、いうこととしておりまして、もし不正行為が見付かった場合には、補助金の返還はもちろんのこと、不正行為の公表、それから本制度への再加入の禁止等のペナルティーを考えていきたいというふうに考えております。

次に、大規模生産者でございます。

先生も御存じのよう、この野菜生産出荷安定法、産地の方からある程度まとめたロットの指定野菜を消費に向かって供給するということを基本としておりまして、露地野菜十ヘクタール、施設野菜四ヘクタールといいますのは、十一店舗以上得る経営ということで、全国にそれがどの程度いるのかというお話をございますけれども、約千戸でございます。

○和田ひろ子君 もう本当に時間なくなってしまって、大臣に最後にお尋ねをいたします。

大臣はよく食育という話をされます。そして、先ほど小川議員も言われたように、日本の農業はどういうふうに考えているかということもずっと質問したいもの一つでした。

ちっちゃい子供さんが家庭で作ったちっちゃいトマトをすごくおいしく、今までトマトを食べたことのない子供がトマトを食べた。やっぱり子供というのは、外見とか格好の良さとか、そういうことは全然関係なくて、親の作った、いつも見ている野菜がとってもおいしかったんだと思います。そしてそれは、家庭で作るなんというのは、その時期じゃないと取れないんですね。冬でもトマトが取れるということは絶対にないんです。だから、しゅんとかおいしさというのは、それはくつ付いたものだというふうに思います。

日本の国の農業は、本当に外国に押しつぶされそう感じがいたしますけれども、幸い日本の国というは長い国ですから、九州から取れ始めてずっと取れていくんではないかというふうなことを考えれば、もっとも日本農業大事にしていければ絶対に大丈夫だというふうに思っています。

す。日本国民はばかりではありませんから、農業漬けの野菜より日本の国で取れた、地産地消という話も出ていますが、もう本当にその土地で取れる

野菜がおいしいということをよく知っています。そういうことを考えて、しゅんとか、そして食育とか、そして日本の農業、野菜をどういうふうに

話も出ていますが、もう本当にその土地で取れる野菜がおいしいということをよく知っています。

今後考えていかれるのかお尋ねをして、質問を終ります。

○委員長(常田享詳君) 時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○國務大臣(武部勤君) はい。

度々申し上げておりますが、「食」と「農」の再生プラン」を公表いたしましたが、この理念は消費者サイドに軸足を置いた農林水産政策の大膽な見直しということございまして、この背景には、私は、先生御指摘のように、しゅんのお話もされましたが、やはり食を通じて日本の文化とか日本の心とかそういうものを取り戻そう、そして、自然というものが日本民族の神様ではないかと言つても過言でないと、こう思っているわけでござります。

そういう意味で、今御指摘ございましたけれども、日本からそういうことを世界に発信していくたいと。先ほども申し上げましたように、今までのようになんか振興ということから、生物系の資源の総合的な活用ということ、その原点に戻る必要が今あるのではないかと。これはWTOにおける日本の主張の一環でもござります。そういうふうに努力したいと思っておりますので、また御支援をお願いしたいと思います。

○和田ひろ子君 ありがとうございました。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案に関連して質問をさせていただきます。

まず最初に、中山間地におきましては、野菜などが鳥獣特にけだもの類によつて被害を受けることがありますのであります。

まず最初に、中山間地におきましては、野菜な

か、ニホンザル、あるいはイノシシによる被害が増えているというので、現地の方から要望がありまして懇談をさせていただきましたが、これらは、野生動物からの野菜等の被害を防御するということは大変に難しいと。被害を受けた農家の方々は、金銭的な損失もさることながら、手塩に掛けた農作物を失った精神的なダメージが大きいということありました。そして、どちらかといふと、やはり野生動物は保護したいんだけどれども、効果的な対処策としてはやはり有害獣の駆逐以外にない、これを強化してほしいというような要望が強かつたわけであります。

そこで、以下、関連で質問をさせていただきま

す。

このような獣類による農作物の被害面積、被害額の近年の推移について農林水産省にお伺いをいたします。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 獣類によります全額の農作物の被害でございます。

平成十二年で、面積でござりますけれども八万二千ヘクタール、金額が百三十三億円でござります。近年の傾向では、最近十年、被害面積は横ばいでござりますけれども、平成十一年度から被害金額の方を調査を開始したわけでございますが、平成十二年度は前年より十億円程度増加していると、こういう状況にござります。

○渡辺孝男君 イノシシとか猿とかシカの被害を見てみますと、どうもやはり統計上も増えているのではないかと、いうふうに思つてますけれども、この原因についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) この被害対策でございます。

個別經營としては、共済でございますとか、そういうのが出るわけでございますけれども、まず農林省としての対策といたしましては、まず、モデル的な、モデル地区の設定をいたしまして、被害防止技術の確立、普及に努めるということ。それから、侵入防止さく、電気さく、そういう被害防止施設を整備するということ。それから、住民全般を対象といたしました、鳥獣の生態でござますとか被害防止に必要な知識の普及啓発等を実施しているわけでございます。

これの効果でございます。

まず、その対策の実績といたしましては、額にいたしまして、十一年度二十四億円、十一年度二十億円、十二年度二十一億円、十三年度は二十五億円という対策を実施したわけでございます。

の中で、イノシシ、シカ、猿といった、先生言われたような大型の獣類による被害に対しても、この防止さくの設置の効果が高く、この防止さく、防護さく、例えば長野県では三十七キロメートル、山梨県では六十二キロメーター設置をしております。具体的にどうだといつあればないん

ですけれども、地元の関係者からは被害が軽減されたということを聞いております。

が出だしたということでござりますので、生息環境の変化と、いうことで被害地域が拡大をしているという面が一つでございます。

それから、何というのか、人なれが進行してい

るといいますか、追っ払っても逃げないと。追っ払っても逃げずに作物を食害するというふうに被害内容が悪質化をしている。これが主な原因では

ないかというふうに推測をしております。

○渡辺孝男君 これらの動物による農作物被害の対策、いろいろやっているわけですかれども、農水省もやっているし、環境省もやっていると思います。その対策の現状と効果についてお伺いをしたいと思います。

○渡辺孝男君 環境省は、政府参考人（松原文雄君）環境省も、農林水産省とよく相談をしながらいろいろと知恵を絞つておるところでございます。

具体的に今、特に力を入れて推し進めておりまして、鳥獣保護法の改正によりまして、特定鳥獣保護管理計画というものを新しく制度をお作りいただきました。この計画は、鳥とか獣類でございますが、この数が極端に増えたりあるいは極端に減ったりしたような場合に、そういういたことを防ぐために、長期的に維持できるような個体数管理を進めていこうというものでございまして、各都道府県におきまして計画を作つていただくといふことで今進めているところでございます。

平成十四年二月現在で、二十五の道府県でござりますが、そこで「十九の保護管理計画」が策定されておるところでございます。現在のところは、シカが十八、それからクマが三、イノシシが三と、いうようなことでござりますけれども、これはまだ今、現在進行中でございます。それぞの都道府県におきまして次の計画の策定の準備に掛かっているところでございます。

○渡辺孝男君 私が行つたのは、長野県の方の富士見町の近隣の地域でお話を聞いたわけですがけれども、こういう獣類は、一つの県でやつても、県境関係ありませんので、県境をまたいでくるというようなことがあります。そういう県境の町ですから、長野県の対策とそれから山梨県の対策が必要だということありますけれども、この長野、山梨では、先ほどの特定鳥獣保護管理計画、イノシシ、猿、シカなどは計画されているんでしょうか。

○政府参考人（松原文雄君） 長野県でございますけれども、これは今、カモシカとシカとクマについて計画を策定済みでございます。カモシカにつきまして平成十二年の十一月に策定、それから二年半して平成十三年の十一月、クマにつきまして十四年の三月ということでございまして、現在、猿につきまして策定の準備を進めておられ

るということで伺つております。

それから、お隣、山梨県でござりますけれども、これはまだ計画策定に至つておりませんけれども、特にシカの計画策定に向かまして、今、シカの分布でございますとか密度調査でございますとか被害調査、こういった基礎的な調査を進めておられるところでだというふうに聞いております。

○渡辺孝男君 いろいろ現場の方のお話を聞きましたと、やはり有害獣の駆除が一番効果があるんですけど、電気さくで防御しましても、動物は移動してまた別なところに被害をもたらすということでありまして、根本的な対策にはならないということであります。

そういう意味で、だれも生物を、そういう生き物を殺すのは嫌なわけですから、有害鳥獣の場合にはやむを得ないということで、有害鳥獣の駆除のための頭数の決定の条件とか、実際にそれをやつたから効果がどのくらいあるのかという、そういう効果の検証、そしてまた、実際、目標を立て駆除をした場合に目標が達成されないようなときは、そういう猶期の期間の延長等、柔軟な対応ができるのかどうか、その点をお伺いをしたいと思います。

○渡辺孝男君 それで、そういう駆除に当たる場合には獣友会の皆さんにやってもらうということになりますが、そういう駆除する場合の獣をする駆除員の方が多いと思うんです。そのほかにも、農業者自らが、そういう獣友会の人数が足りないなんということがあります。

○政府参考人（松原文雄君） 有害鳥獣の捕獲につきましては、都道府県知事あるいは市町村長が適切に設定するということになっておりますが、具体的には、被害の状況、それから防除対策の実施状況、こういったものを踏まえながら、許可を行います。非常に重要な役割を果たしていただいているところでございます。

○政府参考人（須賀田菊仁君） ただいまの提言を体しまして、まず個別の経営対策につきましては、鳥獣害に対する共済金の支払、そして今、中山間地域の直接支払制度がございます。これを活用した鳥獣害の防止活動というようなもの、そして、先ほど来申し上げております被害防止施設の整備への支援、こういうものを取り進めて、一層

期間終了後、返納していただくなつております。その後、返納時に、自分のところではどれだけ捕つたかということを御報告をいただくというこ

とになつております。そこで、期間がどうしても、例えは一ヶ月での把握、検証ができるという仕組みになつておるところでございます。

それから、期間がどうしても、例えば一ヶ月でございませんとか、そういったことで区切らざるを得ませんものですから、その期間中に必ずしも目標数の駆除ができなかつた場合がございます。この場合には、たゞ单に捕り切れなかつたという場合もございまし、そこにいた獣類がほかの地域に移動してしまったということもあり得るわけでございます。

○渡辺孝男君 日本自然保護協会の野生生物小委員会が本年の三月二十五日に、「野生生物とその生息地を守るために二十七の提言」というのを行つておりますけれども、その提言の第二十二の項目で、農林水産被害に対する公的な支援を強化することを求めております。

具体的には、「農林水産業被害に対する、鳥獣行政だけでは効果的な対応が不可能なことから、農林水産行政においても立法措置を含めた体制整備をする。」二項目めが、「これらの被害対策に関する経費に対しても、被害防除策導入コストの相当部分を公的に支援する仕組みを含め、公的資金による支援制度をよりいっそ整備する。」三番目には、「経済的損失に対する補償制度や共済保険制度の活用を促進するとともに、中山間地域などにおける直接支払い制度や、他の農林水産業振興政策に野生鳥獣被害対策を取り入れる。」と、そういう二三項目の提言がなされているのですが、これに関する環境省並びに農水省の見解、それから、これら実現のためにどういう取組をしていくのかをお伺いをしたいと思います。

○政府参考人（須賀田菊仁君） ただいまの提言を踏まえまして、まず個別の経営対策につきましては、鳥獣害に対する共済金の支払、そして今、中山間地域の直接支払制度がございます。これを活用した鳥獣害の防止活動というようなもの、そして、先ほど来申し上げております被害防止施設の整備への支援、こういうものを取り進めて、一層

取り進めていきたいというふうに考えております。

今後、環境省等と連携を取って、提言の内容を参考しながら鳥獣害対策というものに取り組んでいきたいというふうに考へておるところでございます。

○政府参考人(松原文雄君) 環境省といたしまして、先ほど申し上げました特定鳥獣保護管理計画の策定ということをとにかく第一義的に進めたいというふうに思つております。現在、これの必要な経費の一部を都道府県に対しまして支援をするというような仕組みを設けておるところでございます。

今後、農林水産省と密接に連携を取つていろんな対策を検討を更には講じてまいりたいというふうに思つておりますが、なお付け加えさせていただきますと、これは特に公的支援ということをねらつたものではございませんけれども、本年一月に自然環境局長委嘱の形で野生鳥獣保護管理検討会というものを立ち上げまして、その中では、今御指摘のありました鳥獣被害の問題も一つの大きなテーマといたしまして、今後の被害防除の在り方を含めまして、総合的な鳥獣保護とそれから狩猟制度の検討というものを開始をいたしたところでございまして、何分構えを広げ取つておりますのでちょっと時間が掛かろうかというふうに思つておりますが、検討してまいりたいというふうに今進めておるところでございます。

○渡辺孝男君 人間と野生生物が今後も共生して

いくためには、野生生物が自然の中で生息できる環境づくりが大切であります。そういう対策の一

つとして、緑の回廊づくりがあるわけですがれども、これを行つていくことによつて農業被害も少なくなつてくるんではないかというふうに考へて

いるんですけども、万が一にもこの緑の回廊を

通つて多くの動物が個体数が増えた場合、多くの動物が移動して被害が増えていくつてしまつていうようなことにならないかどうかちょっと心配な

面もありますので、この点に対する配慮について

農水省並びに環境省にお伺いをしてみたいと思いま

す。

○副大臣(野間赳君) 国有林野におきまして貴重な動植物の生息・生育地のネットワークの形成を図つてまいります緑の回廊 コリドールの設定を行つておるところであります。緑の回廊につきましては、全体といたして多様な樹種、樹齢の森林から構成されますよう、野生動物の生息・育成の場としての機能を高めるなど、人間と野生動植物の共生をします森林づくりを進めることといたしております。

なお、設定の際に当たりましては、森林管理局におきまして、野生動物の生態に知見を有します学識経験者や関係市町村、農林関係者によります

設定委員会を開催をいたしまして意見を求めるな

ど、農林業被害の防止にも十分配慮をいたしてお

るところであります。設定後におきましても、モニタリングによりまして野生動植物の生息・生育実態を把握をいたしまして、緑の回廊の取扱いに反映させるなど、適切に対応いたしてまいりたい

と思っております。

○政府参考人(松原文雄君) 緑の回廊づくりにつ

きましては、私ども現地におきましていろいろ

と御協力をさせていただいておるところでござい

ます。これによりまして恐らく、動物の生息域が

きちっと確保されることによりまして、農林業被

害の低減が期待できるものというふうに私どもも

考へておるところでございます。これらと併せま

して、例えば、実のなる木を植え込むとかいった

ような野生鳥獣の生息環境の整備、あるいは地域

の個体群のモニタリング、こういったものを併せ

て実施することによりまして、より効果的な対策

を取り組んでまいりたいというふうに思つております。

いずれにいたしましても、人と野生生物の共生

が図られるように、農林水産省とも協力をしなが

ら万全を尽くしてまいりたいと、このように考へ

ておるところでございます。

○渡辺孝男君 ありがとうございました。

やはり野生動物も大変賢いものですからなかなかか防御対策が難しいということでありまして、個

体数の適切な管理とやはり防御体制も研究を進め

ていくわけですが、特に個体数が異常に多くなり

て過度に農林の被害が起こらないようによろしく

お願いしたいと思います。

では、環境省、どうもありがとうございました。

今回の改正で、国は新たに野菜の供給見通しを立てて公表することになりましたが、この供給

見通しを立てるに当たつての調査、数量決定、公

表の方針についてお伺いをしたいと思います。

今回の法改正で、国は新たに野菜の供給見通しを立てて公表することになりましたが、この供給

見通しを立てるに当たつての調査、数量決定、公

表の方針についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今回の法改正によ

りまして、指定野菜の需給見通し、指定野菜十四

品目を対象に、種類別、出荷時期区別に、五年

後を見通しまして、総需要量と総供給量、そのう

ちの国内産での供給量、こういうものを策定して

公表をするということにしております。

その際にどういうようなことで見通しを作るか

ということです。

○渡辺孝男君 もう一つ法案についてお聞きした

いんですけれども、改正法案では現法より処罰の

規定が強化されているわけですから、今まで

に処罰例があつて強化しなきゃいけなくなったの

か、また別な理由で処罰を強化することになつた

のか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今回の改正におき

ますので、そういう政策効果と輸入の動向を勘案

をいたしまして、まず総需要量は、年間一人当たり

の需要量に人口を掛けるということで算出をいた

します。それから総供給量は、その総需要量に

対しまして減耗率、ロスとそれから歩留り、これ

は総食料から純食料にするその歩留りの逆側にな

りますけれども、それを勘案して算出をする。そ

して、そのうちの国内産での供給量は、国内での

作付面積と単収の動向に、先ほど申し上げました

政策効果による生産性の向上等を勘案して算出を

するという方法を考えているところでございま

す。

○渡辺孝男君 なかなか、需給のバランスを取りながらやる、輸入もやはりあるということで非常

に難しいことになると思うんですが、適正に管理

していくわけですが、特に個体数が異常に多くなり

て値崩れ等にならないようによろしく

立てていただきたいというふうに思います。

それから、これも確認なんですか、さき

にも質問の中であつたかも知れませんが、改正法

案の第十五条では、契約野菜安定供給制度の契約

の要件として、天候その他やむを得ない事由によ

り生じた不足とありますけれども、その他の

やむを得ない事由について具体的にどういうもの

を想定されているのか、例を挙げて御説明いただ

きたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 事由といたしましては、一つは病虫害の発生、そ

れからもう一つは、災害等の影響によって輸送手

段に支障が生じた、輸送ができなくなつて取る時

期を逸したと、こういうような場合を考えている

ところです。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 本件、主として

豪雨、低温等の気象被害、いわゆる天候が主たる

ものとなることは思いますけれども、そのほかの

事由といたしましては、一つは病虫害の発生、そ

れからもう一つは、災害等の影響によって輸送手

段に支障が生じた、輸送ができなくなつて取る時

期を逸したと、こういうような場合を考えている

ところです。

○渡辺孝男君 もう一つ法案についてお聞きした

いんですけれども、改正法案では現法より処罰の

規定が強化されているわけですから、今まで

に処罰例があつて強化しなきゃいけなくなったの

か、また別な理由で処罰を強化することになつた

のか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 今回の改正におき

ますので、そういう政策効果と輸入の動向を勘案

をいたしまして、まず総需要量は、年間一人当たり

の需要量に人口を掛けるということで算出をいた

します。それから総供給量は、その総需要量に

対しまして減耗率、ロスとそれから歩留り、これ

は総食料から純食料にするその歩留りの逆側にな

りますけれども、それを勘案して算出をする。そ

して、そのうちの国内産での供給量は、国内での

作付面積と単収の動向に、先ほど申し上げました

政策効果による生産性の向上等を勘案して算出を

いたしました。

そのうちの国内産での供給量は、国内での

作付面積と単収の動向に、先ほど申し上げました

政策効果による生産性の向上等を勘案して算出を

いたしました。

他の制度の規定との罰則の比較ということで、相当均衡を欠いたものになつておきましたことから、そのバランスをも考えまして、罰則の金額を適切な水準まで引き上げたということをございます。

○渡辺孝男君 次の質問に入らせていただきます。二十分、一万円の過料が十万と、それ改定をしたということでござります。

○渡辺孝男君 次の質問に入らせていただきます。二十分、一万円の過料が三十万、三万円の過料は二十万、一万円の過料が十万と、それ改定をしたということでござります。

○渡辺孝男君 次の質問に入らせていただきます。二十分、一万円の過料が三十万、三万円の過料は二十万、一万円の過料が十万と、それ改定をしたということでござります。

○渡辺孝男君 次の質問に入らせていただきます。二十分、一万円の過料が三十万、三万円の過料は二十万、一万円の過料が十万と、それ改定をしたということでござります。

取引相手を見付けないといけないということでございまして、これまでの取引経験のなさ等からなかなかその相手が見付からないというような問題が一つございます。

それから、これはよく農家の方から聞くわけでござりますけれども、その代金決済でござりますけれども、代金回収のリスクを自ら負わないといけないというようなことで、決済の期間が長くなる、回すお金が少なくなると、そういうような問題が指摘されているわけでござります。

このような問題に対応するために私ども十四年度で予算を組んでおりまして、一つは契約取引の仲介を行いますコーディネーターの設置、コーディネーターバンクと呼んでいますけれども、そういうものを設置するということ、それから出荷者と実需者の契約取引における代金決済を円滑に行うためのシステムの導入に向けての調査、代金決済、それから仲介役、こういうものを進めるということで、残された課題にも適切に対応するよう支援していくべきだとうふうに考えているところでござります。

○渡辺孝男君 もう一点だけ質問、時間がなくなつたので一点お伺いしたいんですけども、栃木県とか茨城県の農家の視察をしておりまして、環境保全型農業に取り組んでいるそういう野菜生産者の方も多くございました。しかし、都道府県によってはエコファーマーの認定も進んでいない県があるというようなお話を聞いておりますので、今後そういう進んでいない県に対してもどうのうな支援をしていくのか、その点に関して武部農林水産大臣にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まず、契約取引でござります。

これまで、市場価格連動契約といったような場合には、価格が低落しても市場出荷のように補てんがないというような問題がある。あるいは、量で供給契約をしている場合には、作柄が変動した場合に供給量を確保できないというような問題があるということで、これが契約取引の取組の障害となつてきていますので、今般の法改正で契約野菜安定供給制度を創設をいたしまして、一定の場合に所要の補てんをするということとしたところでございます。

このほかに、残された課題といつものはどういうものがあるかということでござります。

やはり、産地の農協等が主体となって、自分で

など自治体が積極的に推進している地域、また地域内に湖沼等の閉鎖系水域があるなど公共用水域の水質保全に関心が高い地域などにおいて、早く同時に約八倍というよう、現在は同法に基づく取組は軌道に乗りつつある段階と認識しております。

今後とも、都道府県知事による認定の促進を強力に進めるとともに、消費者や流通業者とのシンポジウムや交流会を通じたエコファーマーの認知度向上や組織化への支援等を行いながら、持続農業法の生産現場への定着普及を図つてまいりたいと考えております。

○渡辺孝男君 ありがとうございました。

次に、残留農薬等の対策についてお伺いをしたいと思います。

先ほども質問、委員の中からあつたと思いますけれども、私からは、厚生労働省が中国の冷凍野菜の方、十八品目の残留農薬調査を現在行っているということです。この調査の状況と結果について、現在分かっているところをお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(尾崎新平君) 中国産の冷凍野菜の残留農薬検査につきましては、有機園芸の農薬については三月の二十日より、分析技術が確立しました十八種類の下ゆでの冷凍野菜につきまして輸入時の検査の強化を引き続き実施することを考えておりますが、同時に、加工の野菜品と申し上げましてもこれ以外のものがござります。

そういうものの検査方法について、技術的にかなり難しい点があるようございますが、専門家に御相談して、検査の対象になるのか、どういう分析方法を取ればいいのかと、あるいは加工した結果、残留農薬の値が生鮮野菜とは同じ基準値を超えることがあります。パラチオンが検出されたことから、生鮮のものも含めましてモニタリング検査を開始をいたしました。その後、四月二十二日

式の導入の促進に関する法律に基づきまして都道府県知事の認定を受けたエコファーマーは、北関東や九州地域に数多く見られるわけでありまして、都道府県で格差があることは承知しております。これは、川下との連携によりまして特別栽培農産物等の環境に優しい農産物を志向する動きがある地域、また県独自の農産物認証制度を設ける

が確認された後でなければ輸入を認めないと、対応を現在しております。

また、有機塩素系の農薬につきましては、四月の二十二日より有機塩素系の農薬三種につきまして一〇%のモニタリング検査を開始をいたしておりまして、五月の二十一日に基準値を超えるディルドリンが検出されたために、これも生鮮のものを含め全届出に対しまして有機塩素系の農薬の検査を行い、検査結果が確認された後でなければ輸入を認めないと、うふうなことで対応しているという状況でございます。

五月の二十八日までに中国産冷凍野菜六百四十四件の検査を行つた結果、冷凍ホウレンソウ十四件、冷凍セロリ一件の残留農薬違反というものが発見されているという状況でございます。

○渡辺孝男君 そういうふうに異常値の把握がされたような調査結果もあるということです。

けれども、今後、外国産の冷凍野菜などの加工品に関する安全性を確保するための対策の強化という面ではどのように取り組まれるのか、これも厚生労働省にお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(尾崎新平君) 一つは、今申し上げました十八種類の下ゆでの冷凍野菜につきまして輸入時の検査の強化を引き続き実施することを考えておりますが、同時に、加工の野菜品と申し上げました十八種類の下ゆでの冷凍野菜につきまして輸入時の検査の強化を引き続き実施することを考えておりますが、同時に、加工の野菜品と申し上げます。

そういうものの検査方法について、技術的にかなり難しい点があるようございますが、専門家に御相談して、検査の対象になるのか、どういう分析方法を取ればいいのかと、あるいは加工した結果、残留農薬の値が生鮮野菜とは同じ基準値を超えることがあります。パラチオンが検出されたことから、生鮮のものも含めましてモニタリング検査を開始をいたしました。その後、四月二十二日

いうことがございます。

それと、五月の十四日に、クロルピリホスと申します農薬が、違反が継続して確認されたために、五月十四日以降、クロルピリホスの検査結果をさせていただいているところでございましたが、

います。

それと、現在、私ども、食品衛生法の改正というものにつきましての検討をいたしております。今回、御説明しておりますように、モニタリングをし、また命令検査を掛ける。その際に、検査上違反がなければ国内に入ってくるわけございません。その結果として、国内で流通している中でまた残留農薬が、違反であるというふうなケースがあるわけでございます。見付かることがあるわけございます。そういうケースを想定いたしまして、繰り返し違反が見付かり、違反の蓋然性が高いというふうなものについては包括的に特定の国の特定の品目にについての輸入をいったん差し止めます。そういうものも法的にきちんと対応できるような措置を、その中での検討の中で私ども整備をしていきたいという考え方も持っているところでございます。

○渡辺孝男君 消費者も大変な不安を持つておりますので、冷凍野菜の輸入品に関してもきちんと検査をしていただきたいと思います。次に、武部大臣にお伺いをしたいんですけども、BSEの調査検討委員会の報告書が出た後に神崎代表、公明党的神崎代表から小泉総理に対し、消費者重視農政への転換に関する申入れといふものでした。それで、その中で、食品安全に関する意識を、国民の意識を高めるために食の安全週間というようなものを設けたらどうかというふうな提案をしたわけです。その後、今度は「食」と「農」の再生プラン、四月十一日公表されたわけですけれども、その中には食の安全月間を設けるというようなお話をございました。

○國務大臣(武部勤君) 「食」と「農」の再生プラン」の公表をいたしたわけでございますが、公明党さんからはやっぱり国民運動ですね、食の安全に関する国民運動の提案がなされました。

私どもも、従来から、食育という問題とリスク

コミュニケーションということについて国民みんなが立ち向かっていくということが大事だらうと、あるいは食の栄養月間とか三つぐらいのパートナーで月間を設けて、それぞれ全国民に声を掛けでございます。

現在、食品リスクの実態把握と情報の積極的な開示を行うという意味からも、この食の安全月間にについての検討会を設けているわけでございますが、文部科学省、厚生労働省等関係府省とも幅広い取組になるよう、今、政府で、関係閣僚会議で法整備と行政組織の在り方について大詰めの議論をしているところでございますので、その検討の論点がまとまつたところで具体的に委員といふますか、推進委員といいますか、その検討会を正式に立ち上げて具体的にやりたいと思っております。

私としては、言わば食中毒のシーズンの前にこういうようなものをスタートしたいなというふうに思っているわけであります。できるだけ早く、この一、二か月の間にそういうことができなかというふうに考えておりまして、早期に具体化へ向けた検討を各府省に呼び掛けたいと、このように考へてお聞きたいと思います。

○紙智子君 野菜の産地廃棄でございます。総量で四万九百トンというところでございます。品目別に申し上げますと、キャベツで一万七千四百トン、これは二〇〇〇、平成に直しますと二、十三、十四と取り組んでいるところでござります。大根で約三千五百トン、一二、十三、十四でございます。タマネギで一万一千三百トン、うち北海道が七千三百四十八トン、白菜で約六千四百トン、一二、十三、十四でございます。レタスで約一千三百トン、十三年だけございます。

以上、合計で四万九百トンという状況になつておるところでございます。

○紙智子君 すごい量の廃棄がされているわけであります。されども、畑でタマネギをつぶすその様子がマ

ニニケーションの問題についての取りまとめになるかというと、を今見守っているという段階でございます。

○渡辺孝男君 もう一点質問しようと思つたんで

それが、時間がなくなりました。

それは、新品种登録に余りにも時間が掛かり過ぎるんじゃないかと、もう少し早く登録の手続を

行えるようにしていただきたいという、そういう要望がありましたので質問しようと思つました

が、次回に回させていただきたいと思います。ありがとうございました。

ありがとうございます。

で届くような膨大な量のタマネギを見せていただ

きました。北見地区的農協の資料では、昨年、二〇〇〇年産は、三月三十一日時点で、タマネギで二十キロ、二十キロの一袋ですよね、その単位で一千六百五十三円していたものが、今年、一年度産が四月十五日現在で一千二百四十五円まで下がつてゐると。

この原因は、最初に大臣はこれは豊作だという話をされましたけれども、現地の人にはどうしてなんですかというふうに聞きますと、返つてくる回答は、確かにそういう取れてるというのがあるかもしれません、しかしやっぱり主な要因は輸入の影響だと、それからこのたびはBSEの影響もあるし、経済全体が落ち込んでいるということもあるらしいことを挙げておられました。

それで、現地では、生産者には一方で廃棄させると、しかももう一方で輸入は野放しにしているということに対する怒りというのは大変強いものがあります。

それで、大臣に、このタマネギの価格下落に対する輸入の影響についてどのように認識されてるか、改めてお聞きしたいと思います。

○國務大臣(武部勤君) タマネギの十三年産は、北海道は大変天候に恵まれまして、ホクレンの取扱量は対平年比一〇八%、対前年比一一八%という結果であります。十三年九月以降、タマネギの卸売価格が大きく下回る状況が続いているということは、暴落と言つても過言でない状況にあることは、私も地元ですからよく承知しております。

一方で、今御質問のありました輸入量でありますけれども、十三年十月から十四年三月までは、対前年同月比で六一%、本年一月から三月では対前年同期比で五三%といふことでございますので、輸入の影響ということに決め付けるわけにはいかない。いろんな影響があつたということは、これだけ暴落しているということからしてそれはそのとおりだと、こう認識しておりますが、先ほども小川委員にもお答えの中でお答え申上げま

農協の冷蔵庫に保管してあるタマネギ、一ヵ所で四百万個で、もうコンテナに積み上げたら天井ま

したけれども、いざれにしても、十月から三月にかけて、北海道産が約九割のシェアなんですね。こういったことを考えれば、出荷調整等の産地の関係者の主体的な取組ということとも私は最も重要ないかと、こう思いまして、今後、現地でもいろいろ、一度とこういうことがないよう、真剣にどうすべきかというようなことをみんなで検討するということありますので、私どももそういったことをしっかり支援していきたいと、こう思つてございます。

この制度が発動いたしますと、廃棄したものも四割までは補てんするとか、いろいろな基金からどれだけ面積当たり幾ら出るとか、そういうようなこともござりますので、そういうことも含めてできるだけの対策を講じたいと、こう思つております。

○紙智子君 でき過ぎたから生産者的人に反省してもらわなきゃならないというのはおかしな話だと思うんですね。そして、言われましたけれども、確かに最近は輸入は減つてゐると思ひます。しかし、五年間のサイドで見てください。五年間の期間で見れば輸入は一・五倍ですよ。それから、中国から入つてきている量を見ますと、この五年間で十三倍になつてゐるんです。

ですから、先ほど、最初のときに日中協議の話も出たわけですから、この日中協議の際に、いろいろ情報は提供したと言いますけれども、輸入に対して、これを規制してほしいと、止めてほしいという話はされているんでしようか。

○國務大臣(武部勤君) 五年間からすればそうですが、先生のお話だけ聞きますと、中国からの輸入は五年前はどれだけの数字だったのか、なぜ急に中国から増えてきたのかというようなことも解明してみなきゃならないと思うんですね。一説には、アメリカからの代替輸入というようなことが大きい原因だと、こう言われているわけでございます。

私は、たくさんしてきたからといって生産者の責任にするなということでございますが、そんなよ

うな考えは持つておりません。そういうことにならないように、加工とか価格形成についてもいろいろと工夫をやつていかなきゃならないことだらうと、こう思つんですね。やっぱり市場経済の中、こういう生産というものを余儀なくされているわけで、生産出荷というものを余儀なくされてしまうわけでございます。

それから、今、セーフガードのお話をされましたか。

○紙智子君 中国との関係で、輸入を減らすよう

に話をされているんですか。

○國務大臣(武部勤君) 中國との関係については、先ほどもお話ししておりますように、日中農産物貿易協議会で我が国から国内の窮状というものが伝えております。そういうことで、先ほども申し上げましたように、需給でありますとか品質でありますとか価格でありますとか、そういうことを的確に情報を伝えておりますので、中国側と日本側の間に問題意識を共有できるといいますか、共通の問題意識を醸成するというようなことを始めとしておりまして、今後も作付けや出荷に十分留意するよう中国側に強く要請したい、このように考

えている次第でございます。

○紙智子君 昨年のタマネギの輸入量は全体で二十六万八百九十六トンです。これは生産量にしまして、これは中国から輸入が急激に増えているらしいという話はされているんでしようか。

○國務大臣(武部勤君) 五年間からすればそうですが、先生のお話だけ聞きますと、中国からの輸入は五年前はどれだけの数字だったのか、なぜ急に中国から増えてきたのかというようなことも解明してみなきゃならないと思うんですね。一説には、アメリカからの代替輸入というようなことが大きい原因だと、こう言われているわけでございます。

私は、たくさんしてきたからといって生産者の責

し、産地が壊滅的な打撃を受けているということはないように、加工とか価格形成についても生産が耐えられるわけがないというふうに私は思うです。

北見市はセーフガードの発動を要請しているんですけど、現地の農協の組合長も、セーフガードという権利だ、勇気を持って発動を大臣にもお願いしたいというふうに思つています。対中のセーフガードも創設されたわけですし、そういう意味では発動を今するべきだというふうに思つますが、いかがでしょうか、大臣。

○國務大臣(武部勤君) 私も現地の組合長からも話は聞いておりますけれども、先生にどういうふうにお話しされたか知りませんが、セーフガード発動の要件にはない、それは分かっている、しかしこういう価格の暴落について何とかしてくれと

いうことは言つておられます。しかし、セーフガードを農協の組合長さんが、この状況で発動できる要件にないということも組合長さんはよく知つておられるわけでございます。先生のお話だけ聞くとあれつて、こういうふうに、しかも私は北見出身だから先生のおっしゃつていていることも多少オーバーだなど、こういうふうに感ずるわけでありますけれども。

それから、輸入について中国が急に増えている

んですけれども、日本全体として米国の輸入が減つて中国に代わつているということをごぞいますけれども、日本全体として米国の輸入が減つて、これは中国から輸入が急激に増えていると

いうことはそのとおりでございます。しかし、去年と比較して中国についても、中国も減つている

んですね。数字的には、

いずれにしましても、セーフガードの問題について我々は話合いで決着したわけでございます。

ですから、権利は確かに権利としてござります。

しかし、話合いで、日中農産物貿易協議会というものを設置して三回会合を持つて、その三回目以外にこのタマネギの話も議題に上げて話し合つて

いるわけでございますので、そういうセーフガードを発動しなければならないというようなことに

ならぬように、未然にそいつたことを防止するためにどういう対応策を考えていくかということを真剣に検討していかなければなりません。そういう意味で、やはり野菜についての構造政策といふこと進めていかなければならないのではないかと

これがだけの話をする、工業と農産物とは違うことでも、私は、農業漬けの野菜だとか輸入品だから、国内にあってもそうです、これからやっぱり、スローフードという言葉に象徴されますよう

に、減農薬農産物あるいは有機農産物、そういう方向に行くのが消費者のニーズにかなつた行き方なんだろうと、こう思います。そういうことであれば、多少の価格が高いとか生産コストが高くても私は、ナウいアグリフアッショーンというよう

が、そういうことも視野に入れた野菜政策の展開なども言われるんだそうでございます。横文字使うと小泉総理は大変御不満なようになりますけれども、ナウいアグリフアッショーンというよう

が、そのことをも視野に入れた野菜政策の展開なども言われるんだそうでございます。横文字

使つておられます。それで、この概要によりますと、「諸外国におけるセーフガード政策に関する調査・分析」、この中身になつてある野菜需給安定に関する経済分析、この中間報告の概要が発表されています。それ

で、この概要によりますと、「諸外国におけるセーフガード政策に関する調査・分析」、この中

で、諸外国の発動事例には、調査対象期間中に大幅な減少がある場合や基準年より減少している場合があつても輸入増加として評価等をしている事例があるということも明らかにしているんですね。ですから、短期間輸入が減つてているというこ

とだけで発動できないと、そういう要件にはならないというふうに判断すべきじゃないというふうに思つんです。

それで、その上に立つて、農水省は、このセーフガードという手段を持っていながらそれは使わないと、輸入急増に野菜の構造改革で対応するというのが方針です。

それで、確かに今、高齢化しているという中で

ですけれども丸々来ないと。つまり、そのうちの十五円は、半分は再度基金に積まなきやならない。手取りは半分ですね。だから、道の生産者団体から、しようがないから十円プラスして出さないという状況なんですね。実際に、廃棄物そのもの、廃棄する農産物そのものには何にも付かないといふ状況なんですね。ですから、このことについてはやっぱり国として交付金の引上げですよとか、併せて廃棄農産物に対しての一定の補償をするべきではないでしょうか。

○國務大臣(武部勤君) 今、委員はもう既にこの產地廃棄に対する対応について、その仕組みを御存じの上御發言だと、こう思いますので、重複しないようにしたいと、このように思いますが、平均価格の約四割を交付し、そのうちの二分の一を国が助成するわけありますけれども、この交付金の単価及び補助率については緊急給調整が、そもそも生産者が、生産者団体が、出荷団体が価格回復を図るために自主的な取組であるわけあります。そういうようなことを考慮してこういう制度を作っているわけでございまして、そういう意味では、これに更に上積みするとかいうふうのことにはならないと。もしそういう窮状を救うには別の手立てということが必要なんだと思う、こう思うわけですが、それは先ほど言いましたように、地元の皆さん方がどういうふうなことをお考えになるか、また北海道がどういうふうな対策を講じようとしているのか、その上で相談に乗るというのが私どもの考え方ではないかと。

私の選挙区ですから、そんな冷たいことは言えないと。ただし、やはり公平の原則といふことから考えますと、そういうことがやっぱり筋だらうと、いうことはあえて申し上げなきやならぬと思います。

○紙智子君 これくらいのことはしていただきたいものだなというふうに思っていたわけですが、引き続き何らかの措置ということで検討していただきたいというふうに思います。

○紙智子君 これくらいのことはしていただきたいものだなというふうに思っていたわけですが、引き続き何らかの措置ということで検討していただきたいというふうに思います。

それから次に、野菜価格安定制度の問題ですけれども、価格安定制度が大規模產地にとって最低限の命綱になっていると思います。しかし、保証基準価格は市場の価格趨勢で決まるために、輸入が増えて価格下落が続く、こういう事態の中では保証基準価格も下がる一方なんですね。その中で、算定方法を見直してほしいという要望は生産者からも強く出されました。

ところが、先日、衆議院の質疑で須賀田生産局長が回答になったのは、九年間そういう価格の下で生産者の経営が続けられていたという実態の下に平均的な価格として定めていて、その価格であれば経営が継続され一定の所得水準が確保されるのではないかという考え方に基づくというふうに、つまり過去九年間その価格で農業経営が続けてこられたんだからその保証基準価格の水準で大丈夫だという答弁をされたんですね。

大臣、これ同じ認識でしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 私申し上げましたのは、一つは、例えば生産費を償うような方式というものが一般的な価格算定方式の中にあるわけになります。生産費を償って再生産を確保し得る水準を出すという方式があるわけでござりますけれども、野菜の場合には他の作物に比べますと品種が多岐にわたっておりますし、品種ごとの栽培方法の違いに起因する生産コストの差が非常に著しい。それから、経営によって、例えば高能率の機械を導入している人とそうでないとの差が大きくて、標準的な生産費を基に何か算定するということが技術的にも困難だということを申し上げました上で、毎年変動の大きい野菜については九年間というロングのタームを取りまして、その中で輸入品のシェアが高い品目には、例えばタマネギ、里芋、ネギというような輸入品のシェアが高い品目については輸入品を除外するとか、そういう工夫を凝らしながらやっていくことが現実的でないですかということを申し上げたわけでござります。

私は、今年のようなことが毎年毎年続くとい

うのであればこれは大変な話でありますので、もう少し経過を見る必要があるんじやないかというふうに思います。

○國務大臣(武部勤君) いろんな品目が多種、多

岐にわちっているわけでありますし、品種ごとの栽培方法の違いということに起因する生産コスト

の差もかなりあるんだろうと思うんですね。機械

の導入状況についても地域によって個人差がある

んだろうと、そういうようなものはあるん

だろうと。そういうようなことからいたします

と、生産費、集出荷経費等を基礎として算定して

再生産を確保し得る水準にすべきという、そういう考え方の方としてあります。この野菜に

ついてはなかなか難しい問題なんだろうと思いま

すね。技術的にも困難という生産局長の今の話

は、私もそれはそのとおりだらうと、このように

思います。

したがって、長いタームの中で、少しでも長ければ長いほど、毎年、単年で見るといろいろな動きがありますけれども、長くなれば大体一つの一定

の水準というものを割り出すことは割合容易にな

るんじゃないかなと。そういうようなことから、保

証基準価格についてはそういう考え方で行つてい

るわけでございまして、もし先生でこれよりもい

い案があれば教えていただきたいと思うわけであ

りますが、なかなかこれは、公平の原則といいうこ

とからいたしますと、公平公正の原則からいたし

ますと難しい問題だらうと思つんで

したがいまして、この野菜生産の対策というこ

とも、何か一つの対策ですべて肺い得るといいま

すかカバーできるといふことではないんだろう

と、こう思ふんです。国だけですべてできるもの

じゃないと私は思ふし、それはやっぱりいろんな

仕組みというものといろんな政策というもの、あ

るいは国や地方、あるいは生産者の方々と相談

ながら組み合わせていくということで対処してい

くことなんだろうと思ふいます。

私は、今年のようなことが毎年毎年続くとい

うのであればこれは大変な話でありますので、もう

少し経過を見る必要があるんじやないかというふ

うに思います。

○紙智子君 私が問題にしたかったのは、結局、

その保証基準の決め方ですね。それで、輸入を

よって下落するようになった価格を基準にして保

証基準価格を決めるやり方が時代に合っていない

んじやないかということを言いたかったわけで

す。

この制度は一九六六年に創設をされて、その当

時というのは野菜を一〇〇%自給していたと思う

んです。七〇年代の後半まで一〇〇%近い水準で

維持をして、それでこの自給率が九〇%台に下

がったのが九三年と。ほとんど自給しているので

あれば、国内で不作だと豊作だとというこの

凸凹があつたとしても、その平均で経営が維持で

きるということは成り立つと思うんです。しか

し、その後、輸入が急増して事態は一変している

と。全国約百の卸売市場で調べた輸入野菜の占有率

を見ると、例えばサヤエンドウでは六七%を輸入

が占めているわけですし、ニンニクは六三%、カ

ボチャは五〇%、ブロッコリーは五〇%です。そ

れに伴って価格が下がっていて、サヤエンドウな

んかも、これは五年間で見ても七百二十七円から

四百三十二円、二センニクも半分ぐらい下がつて

いるということになつてゐるわけですから、ほぼ

自給していた時期と同じような考え方でもつて同じ

制度であつていいわけがないと。だから、そういう

ややこしく変化に合つた算定の仕方を考えるべき

だということを申し上げたかったわけです。

それで、ちょっと時間が押してきてるので次

に移るんですけども、今回、北海道でタマネギ

の生産組合や農協の話を聞いたわけですから

も、カバーレ率七〇%まで拡大しようというふうに

思つて、この產地では最低基準額、それ以下につ

いては補てんをしない、いわゆる足切りです。

ね、これを七〇%まで引き上げているわけです。

まさか今回みたいに暴落すると思っていなかつた

と、思わなかつたからそれが裏目に出たという話

をしていましたけれども、衆議院の参考人の質疑

を聞いていましたが、長野県でもやっぱり同様

に、県の財政が厳しくて資金造成のための予算が組めないということで、対象数量を確保するために最低基準価格を六〇%に引き上げる措置を取っているというお話をでした。

最低基準価格は、指定野菜は平均価格の五五%相当というふうにされているわけですが、特例も認められている。交付対象拡大、それから資金造成の負担軽減のために最低基準額の引上げの特例を選択しているというのが実態じゃないかと思うんです。農水省は特例の申込みの実態についてどのように把握しているでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 最低基準価格、原則として平均価格の五五%を水準とするということを原則としているわけでございますけれども、野菜価格の低落というのは野菜の種類とか出荷時期によってかなり様子が異なるということで、登録出荷団体の選択によりまして三種類、六〇、六五、七〇%の選択ができるということになっておりまして、私ども、平成十三年度で見ますと、交付予約数量の、これ二百六十七万トンでございますけれども、うち六割がこの特例を、百六十万トンでございますけれども、六割がこの特例を選択しているという状況になつてあるところでござります。

○紙智子君 なぜそういうふうになつているのか、六割と今おっしゃいましたけれども、大臣の受け止めはどうでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 基本的に、過去どの程度低落したかということを見ながら自分たちの負担というものを考えていくと、こういう行動に出ておられるというふうに認識をしております。

○紙智子君 価格が暴落をした場合に、平均価格の七割を最低基準価格に設定すると、幾ら価格が下がつてもそこまでは保証されないわけで、結局泣くのは生産者だと思うんですね。

農水省は、今回、最低基準額の特例の下限を下げる措置を取るというわけですが、国庫負担率の引上げなど都道府県の負担、ここを軽減す

る対策を取るべきだと思います。そこをやらないと、名目上のカバー率は上がつても實際には薄く広くなるだけで、生産者は価格が下落しても十分補てんが受けられないということになるんじやないでしょうか。いかがでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まず、先ほどの特例を選択した場合、実績どうなっているかといいますと、特例を選択してそれを下回ったのは全体の一割でございますので、有効に機能しているんじゃないかというふうに私どもは認識をしております。

そして、今回、先生おっしゃったように、五〇%、五五%を更に下回るというケースも見られましたので、平均価格の五〇あるいは四五といった最低基準額の特例措置を設定できるよう制度の拡充を図ったわけでございますけれども、この拡充部分についての地方公共団体の負担といつたものについては、地方交付税措置についても併せて措置していただくということにしているところでございます。

○紙智子君 衆議院の審議でも、今回の価格安定制度の改正が、構造改革を目指す者への経営へのセーフティーネットの構築という性格を持つといふふうに生産局長、この趣旨の答弁をされています。契約栽培を対象に加えたのもその一環だと思います。

であるならば、大臣にお聞きしますけれども、構造改革で推奨している高付加価値タイプですね、規模拡大は困難だけれども、有機栽培や産地の特産品種など、特色ある野菜栽培に取り組む産地に対してもこの価格安定制度でカバーして当然だと思います。

○紙智子君 朝から野菜出荷安定の法律についての御議論でございますが、朝から岸先生を中心として、皆さんもう既に質問の中に出でおります輸入野菜、私もこれについて実は質問を準備したんですが、大部分もう私が聞こうと思ったことを皆さんお聞きになりましたので、その点は避けて、残った分について聞かせていただきたいなど、こう思つております。

国内の出荷を安定させるというの問題が、輸入をどうするかと、輸入の動向に非常に関連があるということはもう今まで議論の中で出ているわけですねけれども、私は輸入野菜の問題を、私自身

○国務大臣(武部勤君) これまで見直しといふことでは、当然この需給及び価格の状況等踏まえまして、必要に応じ検討していく必要性を感じております。

○委員長(常田享詳君) 時間が来ておりますので、まとめてください。

○紙智子君 大臣が重要だというふうにおっしゃつてある地産地消、これ私も非常に大事だと思います。

○紙智子君 どうも大変大切な農産物の移動も短くして済むし、輸送コストも安い、包装コストも軽減できる、環境に対する負荷も低いと。

ですから、そういう取組もやはり価格安定制度の歯止めはできるんでしょうか。まあ商取引としてこういうものでやむを得ないというふうに見るのか。

私は、食料自給率の問題、前にも申し上げましたけれども、これは価格と品質、価格と品質で勝てないと自給率が上がらないというふうに見ておりますし、その品質の中に安全性と栄養価というものが考えるということが、視点があると思っておりますけれども、まず野菜のこれから動向について農林省はどんなふうにこらんになっているのか、お聞かせください。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 野菜の取引でございます。やはり状況を見ますと、量販店と加工業者、外食業者でほとんどを扱われているわけございまして、そういう実需者の方々が求めるのは、定量、定質、定価ということです。

私ども、今後の対策を考えていく上で、やはりそういう定量、定質、定価といったものに対応して取り組んでいかなければ、目標であります自給率八七%の達成というのには困難ではないかというふうに考えておりまして、そういう観点で、三種

○国務大臣(武部勤君) これまで見直しといふことでは、当然この需給及び価格の状況等踏まえまして、必要に応じ検討しておられますので、そういう意味からも、自給率といふのはしっかりと確保しなければいけない。

これまで大変大切な農産物であるというふうに考えておりますので、私は、今お話がありましたような今後見直しの検討ということは、本当に需給及び価格の状況等踏まえまして、必要に応じ検討していく必要があります。

○委員長(常田享詳君) 時間が来ておりますので、まとめてください。

○紙智子君 大臣が重要だというふうにおっしゃつてある地産地消、これ私も非常に大事だと思います。

○紙智子君 衆議院の審議でも、今回の価格安定制度の改正が、構造改革を目指す者への経営へのセーフティーネットの構築という性格を持つといふふうに生産局長、この趣旨の答弁をされています。契約栽培を対象に加えたのもその一環だと思います。

であるならば、大臣にお聞きしますけれども、構造改革で推奨している高付加価値タイプですね、規模拡大は困難だけれども、有機栽培や産地の特産品種など、特色ある野菜栽培に取り組む産地に対してもこの価格安定制度でカバーして当然だと思います。

○紙智子君 朝から野菜出荷安定の法律についての御議論でございますが、朝から岸先生を中心として、皆さんもう既に質問の中に出でおります輸入野菜、私もこれについて実は質問を準備したんですが、大部分もう私が聞こうと思ったことを皆さんお聞きになりましたので、その点は避けて、残った分について聞かせていただきたいなど、こう思つております。

国内の出荷を安定させるというの問題が、輸入をどうするかと、輸入の動向に非常に関連があるということはもう今まで議論の中で出ているわけですねけれども、私は輸入野菜の問題を、私自身

についてはいわゆる食料自給率という視点からとつては見直しが是非必要じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

類のタイプの構造改革を推進していくということ

で、低コスト化タイプ、契約取引のタイプ、高付
加価値化のタイプという三つのタイプに分けまし
て、それぞれの産地でそれぞれ選んでいただきま
して、それに即した支援を行っていくということ

を考えているところでございます。

○岩本莊太君 今のお話ですと、何か価格競争す
るのかなというような感じで受け取るんですけれ
ども、そうであれば、今まで随分これ努力して

きていますよね、農家の方。価格を安くしよう、
いい品質のものを作ろうと。それでいて、今自給
率がどんどん減っていく状況であるとい
うことは、結局は商取引に任せざるを得ないのか
なというようには受け取られて、今のお話は
そういうふうに翻訳されちゃうなど、そういう翻
訳しかできないなというふうに思うんですけども

それに対して御意見があればお聞きしたいんで
すけれども、もしそうであれば、安全性といいま
すか、品質の面と安全性というものをもつとし
かりと、価格とか何かもいいんでしようけれど
も、それは、私が聞かせていただくと、どうもお
経でしかないような、過去のあれを見ますとね。
それよりももっと、安全性とか栄養価についての
もっと新しい切り方でやった方がいいんじやな
いかと思うんですが。

もう議論出ております。安全性をチェックするとい
うのは、私なりに考えますと、いわゆる一つは產
地でどういう栽培をしているかということがあろ
うと思うんですね。それともう一つは、水際でど
うチェックするかということになると思うんで
すけれども、産地の対応ですね。

まず一つとして、私がいたいた資料の限りで
は、生鮮野菜については平成十三年度ではほぼ中國
が五〇%近いシェア、非常に大きいのは分かるん
ですけれども、これほかの国というのは大体どう
いうところなんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 中国のほかは、米

国、韓国といったところでございます。

○岩本莊太君 それで、先ほど来聞いております
と、中国については現地に行っている調査さ
れているというようなふうなお話をございました
けれども、これは、一つは、日本に持ってくる產
地というのは特化できるんですか。どこのものを
持ってきているということは大体特化できるわけ
ですか。

○政務参考人(須賀田菊仁君) 主な產地は山東省
でございます。

○岩本莊太君 同じ山東省でも広いと思うんです
よね。やってくる農業全然違うと思うんですけれ
ども、どこの産品が持つてこられるか分からな
いと、現地へ行って調べたって意味がないわけだと
思うんですけれども。

その辺で、中国はばかりでない、アメリカにし
たって本当にそのなかどうか、事は日本人の消
費者の、日本の消費者の安全性の問題ですから、消
アメリカだからといって見逃すわけにいかないと
思うんですけれども、その辺の現地の調査という
のはどんな対応をされているんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先ほど来、厚生労
働省の方から答弁ございましたけれども、国内の
検査におきまして、中国産の野菜から食品衛生法
で定める残留農薬基準を超えた農薬が検出された
ということもございます。私どもがやっておりま
す市販の中国等の輸入野菜を検体といたしまして
残留農薬分析を実施した結果、中国産のサヤエンド
ウ一検体から基準を超過するというものが見付
かったと。

そこで、中国へまず優先的に行くということ

で、これまで二回、中国の調査をいたしまして、
二回目には青島、香港といった産地も訪れます
て、中国の担当者からは、輸出用の野菜は、輸出
用の野菜というのは中国から見て輸出用でござ
りますけれども、輸出用の野菜は国内向けの野菜と
異なりまして輸出先国、日本でいえば日本で受け
取れる、日本の残留農薬基準を満たすように農薬

散布を実施しているんだということ、それから輸
出用の野菜は検査に合格しないと輸出しないよう
にしていると、こういうことを伺ったわけでござ
いますけれども、したがって中国野菜は安全だと
いう説明を受けたわけでござりますけれども、裏
付けとなるデータ等がまだ得られていないという
ことが一つ。

それから、香港におきましては、中国本土から
移送されます野菜を原因とする食中毒事故、これ
が今でも一例台ながら発生をしているというよ
うなことがございまして、これ今回の現地調査で
改めて確認されたわけでございます。

○岩本莊太君 別に中国のことを非難するわけ
でないでありますけれども、現実にいろんな問題が出てき
ていますよね。それと、やっぱり日本人が食べる
ものですから、日本の例えば農林省がお墨付きを
付けられるようなものであれば、それはひとつ安
心して食べられると思うんですけども。

そういう意味で、今お聞きしますと、必ずしも
今までやつてなかつたけれどもこれからやると
いうような感じ、現地調査を。そつしたときに、

一つは、やっぱり日本で使つていい農薬を使う
というようなことがありますから、それはしっかりと
把握されて、場合によってはそういうことを日本
の消費者に公表しなきゃいかぬ。安全性、きち
ょうと申し上げますけれども、それはしっかりと
権を与えるべきだと私は思うんですけども、そ

ういう意味で、これは外國だからということじゃ
なくて、私も経験がありますけれども、後ほども
ちょっと申し上げますけれども、DDTなんか、
日本では国内で使えないときに、東南アジア各国
では、どういう理屈か、どういうふうな根拠かは
分かりませんけれども、相当使つてているという実
績があるわけですね。

そういうものが分かつたら、そういうところか
ら入ってきた野菜、そういうところから入ってき
ているんですけど、こういうことで、消費者に選択権を
与えなきやいかぬ。それでも食べるというんであ
れば、安いからいいというんだつたらそれはやむ
を得ない。だけれども、そういうふうな仕事を是
非私は農林省にやついただきたいと。厚生省と
連携される仕事かもしれないけれども、そういう
う當農業の実態をしっかりと、そこは農林省が専門
ですからしっかりとつかんでいただきたいと、こ
ういうふうに思っております。

それともう一つは、水際の対応、これはむしろ
厚生労働省の方なんだと思うんですけども、こ
れで一つ、大体、食品検疫ですか、これ残留農薬
というのはどんなロットというか、どんな検査を
されるわけですか、その単位といいますか。

○政府参考人(尾崎新平君) 基本的には、輸入食
品の検疫と申しますか、につきましては、届出單
位ごとにやることでございます。届出件数
がその量にかかるらず一件ということであれば一
件というふうにカウントいたします。例えば十
件ござりますと、その率で、モニタリング率を例
えば一〇%というふうに申し上げますと、十件の
うち一件を取ることでございます。その一
件も、例えばコンテナでありますからかなりの数
量が参るわけでございます。そういった中から、
コンテナの中の箱を、梱包されておりますから、
箱の数が何十とか数が多いわけでございます。そ
の箱を、またその中から箱を幾つか取り出して、
その中のすべてを検査するわけでございません
で、その中のまた野菜のサンプリングをすると、
そういうのが実態でございます。

○岩本莊太君 それともう一つは、これは輸入す
る場合にかなりずっと系統的といいますか、一回
輸入すればずっとその同じルートで同じ会社から
入つてくるというようなことが多いと思うんです
けれども、そうした場合に、これ大変失礼なこと
かもしれませんけれども、私は、今日こういう質問
をするということを申し上げましたら、ある人

が、系統的にやる場合は、系統的にずっと入つてくる場合は、最初やれば後はやらないんだと、やらなくていいんだというようなふうな受け止め方をされている人もおるんすけれども、そういうことは絶対ないです。

○政府参考人(尾寄新平君) モニタリングのペー
セントと申しますか、それをどれぐらいにするか
その際には、品目によって異なっておりますが、
に、一回入ってきて、その後、検査をやつてある
わけでござりますが、そのときの違反がどういう
状況であるかという過去の違反状況というものを
一つ勘査いたします。それと、入つてくる量が、
例えば増加が激しいというふうなものについて
状況であるものを勘査してサンプリング率を上
げましたような要素、それと危険度と申します
か、そういうものを勘査した形でのサンプリング
率を定めておるという状況でございます。

○岩本莊太君 今のをかみ砕いて私なりに解釈さ
せてもらえば、最初にあるもののが入つてきたと、
サンプリング率が一〇%だと、そうしたら十分の一
のものをサンプリングして検査したと、それ翌
年になって同じものが入つてきたと、そのときも
同じように検査すると。モニタリング、要するに
サンプリング率が一〇%ならそれ十分の一の検査
をすると、こういうふうに理解してよろしいです
か。

○政府参考人(尾寄新平君) 必ずしも昨年と同じ
数字になるというわけではございませんで、例え
ば、今申し上げましたように、違反がその年に見
付かったということになれば、そのサンプリング
率は上げるというふうなこともあります。逆に、
違反がずっと出なかつたというふうなものにつ
いては、サンプリング率をその部分では下げる
というふうなことはございます。

○岩本莊太君 最初の年だけしつかりやれば後は
大丈夫だと、こういうふうになっちゃうんです

よ、今のやり方です。その辺は、これしつかり
監視していただきたいと思います。それは、人
間のやることですから、いつも信用をもつて、最
初やれば全部やるかもしれないよ。あるいは、
植物検疫なんか、いろんな面で安心できればそ
のままやるという実態は私知っていますよ。知つて
いますけれども、今言つたようなことをやられる
かそんなことないだろうと思つたら、今のお話聞
いたら必ずしもないわけじゃないような印象を受
けましたので、今愕然としたわけですけれども、
これはひとつよろしくお願ひいたします。

それともう一つ、これ、残留農薬検査いたしま
すよね。私、この残留農薬の基準一覧を見て
ちょっと愕然としたんですけど、BHC、DDTとい
う項目が載っているんですよ、一つの基
準値として。これをクリアしたらいんだと。私
ども、私と同じ年代の方おられると思いますけれ
ども、これは物すごくDDTとかBHCというの
は便利な農薬だったわけですよね、昔は。ノミ
の、シラミで同年代の女の子なんて頭の毛を真っ
白にしてかぶせられたと。こんないわほんない
と思っていたのが、これは物すごい危険なものだ
ということで、それでやめたと私は理解していた
わけですよ。ところが、今、外国から来るもの
中にはこれが入つているんですね。だから、今は
外国でこういうものを使っても基準値をクリアす
ればいいというふうに考えておられるわけです
な。

○政府参考人(尾寄新平君) 確かに、農林水産省
の方で農薬取締法で登録をするという手続にな
っておりますから、国内の農薬についてはその取締
法の中での整理がされております。

私どもの方は、残留農薬の関係につきまして、
どういったものが使われているかというのは国々
によってかなり差があるわけでございます。今御
指摘のDDTなりBHCなり、そういうものにつ
きましては、残留基準を過去に設定をして現在も
生きております。それはどうしてかと申し上げま
すと、国際的な基準を定めるコードエックス委員
会、もう岩本先生はよく御存じだと思いますが、
コードエックス委員会というのがございます。そこ
で、こういったDDTなりBHCについては残留
基準が定められておりまして、この基準を満たせ
ば人体に対する影響はないという判断がされてい
る中身でございます。

そういう前提ではなしに、どちらかといいます
と、輸入食品としてDDTがあるのはBHCが使
われている国がある。例えば、アメリカではB
HClはまだ使われているというふうに理解してお
りますが、そういうものについては検査で基準
値を超えるものは取り締まる、そういうことで
HClはまだ使われているという状況でございます。
○岩本莊太君 今のお話で、国内では禁止され
ますけれども、国外から来たものには取り締まる
のはこういう基準値になつていて。これは、こ
の基準値を設けておるという状況でございます。
○岩本莊太君 今のお話で、國內では禁止され
てDDTなりBHCを申請したら、農林省どうす
るんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) これは四十六年の
四月に農薬取締法を改正をいたしまして、DD
T、BHC、とともに販売禁止ということにしてお
りますので、そんな申請が来てもそれは受け付け
ないということござります。

○岩本莊太君 そうしていただきたいんです。
だけれども、現実には国外からのオーケーに
なつているわけですね。一つこれから言えるこ
とは、恐らくDDT、BHC、また方が殺虫
剤の中での整理がされております。

私どもの方は、残留農薬の関係につきまして、
どういったものが使われているかというのは国々
によってかなり差があるわけでございます。今御
指摘のDDTなりBHCなり、そういうものにつ
きましては、残留基準を過去に設定をして現在も
生きております。それはどうしてかと申し上げま
すと、国際的な基準を定めるコードエックス委員
会、もう岩本先生はよく御存じだと思いますが、
コードエックス委員会というのがございます。そこ
で、こういったDDTなりBHCについては残留
基準が定められておりまして、この基準を満たせ
ば人体に対する影響はないという判断がされてい
る中身でございます。

この点について、もし大臣、何か一言ございま
したら。

○國務大臣(武部勤君) 非常に大事な問題であり
まして、食の安全、安心という確保のためにも、
厚生労働省とも連携を取つて、農林水産省には輸
入野菜等に対する対策本部も作つておりますが、
その本部長は遠藤副大臣でありますけれども、
しっかりと愕然とした対応に努めもらいたいと、このよ
うに思います。

○岩本莊太君 今、一番元気のある大臣だとい
ういうことがあつちやいけないのかもしません
けれども、国内でこういう基準値が保てるといつ
てDDTなりBHCを申請したら、農林省どうす
るんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) これは四十六年の
四月に農薬取締法を改正をいたしまして、DD
T、BHC、とともに販売禁止ということにしてお
りますので、そんな申請が来てもそれは受け付け
ないということござります。

○岩本莊太君 そうしていただきたいんです。
だけれども、現実には国外からのオーケーに
なつているわけですね。一つこれから言えるこ
とは、恐らくDDT、BHC、また方が殺虫
剤の中での整理がされております。

私どもの方は、残留農薬の関係につきまして、
どういったものが使われているかというのは国々
によってかなり差があるわけでございます。今御
指摘のDDTなりBHCなり、そういうものにつ
きましては、残留基準を過去に設定をして現在も
生きております。それはどうしてかと申し上げま
すと、国際的な基準を定めるコードエックス委員
会、もう岩本先生はよく御存じだと思いますが、
コードエックス委員会というのがございます。そこ
で、こういったDDTなりBHCについては残留
基準が定められておりまして、この基準を満たせ
ば人体に対する影響はないという判断がされてい
る中身でございます。

れなんかも、最近、時間の経過じゃないけれども、季節によって成分が変わることもあること記述が変わってきたというようなことも聞いておりますけれども、この辺の取組について農林省としてはどんな考え方で、将来こんなことを考えていただけるのか、御答弁をお願いします。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先ほど小川先生からの御質問もございました。野菜に含まれる成分といいますのは、収穫してから時間がたちますと、一般的にはミネラルとかカロテン、こういうものは変化しないわけでございますけれども、ビタミンCや糖は低下するということが言われております。つまりして、こういう栄養成分の保持という観点からも、先生言われました地産地消ということを推進することが重要であるというふうに思っております。

今般大臣策定されました「食」と「農」の再生プランの中でも、新鮮でおいしい「プランド・ニッポン」食品の提供ということに取り組むこととしておりまして、その一環といたしまして、掛け声倒れに終わらないように、地産地消というものを積極的に推進したいというふうに思っているところでございます。

○岩本庄太君 それと、これ質問じゃないんですけど、地産地消の中で、僕は一つ大きな要素とくらも、先生言われました地産地消ということを進すことが重要であるというふうに思っております。

時間一、二分残しましたけれども、通告したのが終わりましたので、これで質問を終わります。

○中村敦夫君 今日は追及型の質問じゃないで、リラックスして思うところを答えていただきたいと思います。

最初に、野菜消費の減少について生産局長にお聞きします。

近年、野菜の消費が減少を続けていると農水省も発表していますね。特に、国民一人当たりの年間消費量で見ると、緑黄色野菜、これは消費量は増えている。しかし、大根とか白菜といった伝統的な重量野菜の消費量が減少を続けているというふうになっています。

野菜はビタミン、ミネラル、繊維の供給源で、健康上の観点からもっと消費されてもいいんじゃないかと思いますけれども、政府の健康政策、健康日本21というのに、各栄養素の摂取について、特定の成分を強化した食品より、野菜などの通常の食事によることが望ましいというふうに書かれていますね。しかし、これだけの健康ブームなんですね。野菜の消費量が減っているというこの理由について、農水省はどういうふうに分析しているのか、またその消費量を増やすために何か対策を練っているのかどうか、ちょっとお答えだけしていただきたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生おっしゃいましたおり、野菜といいますのは、ビタミン、ミネラル、食物繊維を多く含む食品でございます。私が国一人当たりの野菜消費量、若年層を中心減少をしておりまして、最近十五年間で一割弱減少をしております。

私ども、この野菜の消費が減少している理由でござります、三點ばかりの要因があるんではないかというふうに分析をしておりまして、一つは、洋食、洋風メニューの増加等によりまして、煮物でござりますとか漬物等に用いられる大根、白菜等のいわゆる重量野菜の消費が減少しているのではないか。二つ目に、サラダ等、生食の機会は増加しているわけでござりますけれども、生での摂取は加熱調理した場合よりもかさが張るということで量を取りにくくなっているのではないかと、

加熱調理を嫌がるのではないかということでござります。三つ目は、やはり独身世帯というふうなじょうか、独り世帯とか共働き世帯が増加する

中で、下ごしらえが必要という手間の掛かる野菜料理が敬遠されつつあるのではないかというふうに私どもは分析をしているところでございます。

こういう状況、アメリカでもファーブ・ア・ティーということで、がんの団体とタイアップいたしまして、野菜の消費拡大というものに努めているふうに聞いております。そういうようなことも念頭に置きながら、食育といったものの環境といたしまして、医学、栄養学、あるいは教育関係の学識経験者に生産者団体等を入れました協議会を設けまして、野菜の摂取の重要性の啓発に関する消費拡大活動というものを推進しているところでございます。特に、そのがん等の生活習慣病の増加などで健康への悪影響が懸念されていることについての啓発でございますとか、無理なく必要量を取るために生よりも加熱調理をした方がいいとか、あるいは、簡単でおいしい野菜料理のレシピの紹介でございますとか等々の活動を積極的に展開をしていくこととしているところでございます。

○中村敦夫君 対策はやった方がいいと思うんですけど、もっと食べなさいということなんですね。しかし、これ不思議な質問かもしませんけれども、人間というのは胃袋の大きさというものは限界があるですから、野菜をたくさん食べましょうと言つたらば、じゃ、その代わりほかの食品食べるのを控えましょうということになるわけですね。

農水省としては、野菜をたくさん食べてもうう分に、その分どの食品を控えた方がいいと考えてゐるのか。つまり、全部どの食品もみんな増産して安くして食べ食えと言つたら日本人みんな病気になってしましますよね。ですから、肉か魚介類か穀物か、それぞれの振興政策との整合性を含めてどう考えているのか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まず、食生活、健康面から申しますと、我が国の食生活、近年、畜産物、油脂の消費が増大をしておりまして、たんぱく、脂質、炭水化物、いわゆるPFCバランスが崩れてきておりまして、特に脂質摂取の過多と、たんぱくも少し出でておりますけれども、脂質過多という傾向にあるわけでございます。一方で、カルシウム等の微量栄養素、食物繊維が不足傾向にあるという状況にございます。

こういう食生活がめがんだ状態で続きますと、やはり心臓病、糖尿病などの生活習慣病というものを招くという観点から、先ほど先生言われましたけれども、平成十二年の三月に食生活指針、健康日本21といったものを定めまして、まず脂肪の取り過ぎはやめようということと、動物、植物、魚由来の脂肪をバランス良く取るということ、野菜は、ミネラル、ビタミン、食物繊維をたっぷり取りましょうということとしておりますし、特に農水省の脂肪をバランス良く取るということと、野菜等でございます。特に、そのがん等の生活習慣病の増加などで健康への悪影響が懸念されていることについての啓発でございますとか、無理なく必要量を取るために生よりも加熱調理をした方がいいとか、あるいは、簡単でおいしい野菜料理のレシピの紹介でございますとか等々の活動を積極的に展開をしていくこととしているところでございます。

○中村敦夫君 脂肪とかたんぱく質の多過ぎる姿としては、やはり脂質等に影響をいたします油脂、それから豚肉、鶏肉、鶏卵、こういったものを控えましょうということになつております。逆に野菜、果実はもっと取りましょう。それから、炭水化物が足りませんので、要するに米、麦、これはもっと食べた方がいいと、こういうことになつております。そういうことで望ましい食料消費の姿として食生活指針というものをお示ししております。

○中村敦夫君 脂肪とかたんぱく質の多過ぎるのを控えるようにということですけれども、やはりそれと産業政策とある程度整合性を持たない分計算しながら食事をするわけじゃなくて、おいしさのものを食べるわけですね、基本的に。しかし、人間というのはコンピューターで栄養分計算しながら食事をするわけじゃなくて、おいしさのものを食べるわけですね、基本的に。ところが、野菜食べない理由もいろいろ説明されますが、野菜食べない理由もいろいろあります。

いうのが大方の見方なんですかね。実際、有機野菜なんかの場合は、大きさとか形ばらばらですけれども、やっぱりおいしいですよ、全然。

そこで、こういう驚くべき結果が出ているんですが、四月十九日の日経新聞によりますと、子供が野菜の味を分からなくなってきたという

子ども生活科学研究会というのがありまして、三歳児から六歳児までを対象にした調査では、ナ

データが出ているんですね。記事によりますと、

野菜の味を分かなくなっているという

子どもの生活科学研究会というのがありますと、

野菜の味を分かなくなってきたという

三歳児から六歳児までを対象にした調査では、ナ

ス、大根、タマネギ、ネギ、この味が分かる子供は三割以下しかいないんだと。どれもその違いが

分からないんですよ、これ。えらい話になつてい

る。世界じゅう私は旅しているけれども、日本人も微妙な味を使い分ける数少ない民族の一つだと

思ふんです、この違いも分からなくなつてきて

いるような状況があるということだと思うんです。

私は、やっぱりこれは、どうも日本の農業、こ

れ農政の方針だったのか知りませんが、どうもア

メリカ型の農業にあこがれ過ぎて、その後追いを

し過ぎたんじゃないかなと。しかし、そもそもア

メリカ農業というと、一戸の農家が千ヘクタールぐらいをヘリコプターで農薬をまき、機械で刈り入れするというような大規模なものですね。そ

して種類を一定して、生産性とか経済性とかそ

うものを重視してやることでありますけれども、実を言うと、これ、一見すごく経済的で効率的でいいように思いますけれども、こういう一つの方法で大規模な土地をやるということは、何か一つ悪い原因があつただけで壊滅していくとい

リスクが大きいわけですね。

それと、やっぱり石油をばんばん使いますから、投下したそのエネルギー量と上がってくるエネルギー量とでは全然バランスが悪いと。エネルギー投入過剰になるような、非常に環境に悪い農業方法だと思います。そしてしかも、自然のことながら、食べ物としての危険性は付きまといますよね、農業や何か非常に多量に使いますから。

それに比べて日本の農業というのは、本当にヘクタールぐらいの土地ですね。狭い土地にたくさん品種を連作したり工夫を凝らして作つて非常に生産量が高かつた、伝統的な農業というのがあつたんですね。それを、何とか、アメリカ型の効率主義の農業に何か切り替えよう切り替えようというふうにして、本来の日本の農業の良さというものを無視している部分が非常に強いんじゃないかなと。

今回の改正案に対しても、基本的に私は、いろんな農業の問題の混乱した暫定的な措置として容認いたしますけれども、そこだけがすべてだということになると、通常生産とか大量生産、画一生産という、いわゆる農業の工業化ということをどんどん進める、まずい野菜が出てくると、つまり、食料じゃなくてえさを作るというような、そういう形であって、本来のあるべき姿逆行するのではないかというような気もしませんけれども、これは大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 私は、契約取引というのは、今、先生がおっしゃったように、定量、定価、定質を求めることがでないと、このように思つております。契約取引というと、何かそういう大量生産、画一性ということを追求というふうに思ふかもしれないが、別な角度から見ますと、消費者と生産者の顔の見える関係、直接生産者と消費者がつながるということなんですね。

今、流通システムというのは農協があつたり卸売市場があつたり、ですからこれは従来の考え方で規定すべきじゃないと思つております。ただ、現行の野菜生産出荷安定法におきましては、

大規模・遠隔地から大都市を中心とする都市部へ安定供給を図るために、卸売市場を経由して規格大量流通する野菜を価格安定制度の対象としてきたところであります。やはり消費者のあ

るいは実需者のニーズが多様化しているわけですし、高度化してきておりますが、とにかく、それが少數部数で発行したのがどんな

文化人類学者、辻さんという人が書いていま

すけれどもこれが少數部数で発行したのがどん

ういうふうに思ふますけれども、スロー・イズ・

鲜度、季節感等を求める消費者が増えてき

うことも事実でありますし、実需者側からは、卸

売市場経由だけではなくて生産者と直接取引、多

様な流通ルートが求められているということから

も言えると、こう思つております。

私は、今年入省した新人の職員の前で言つたん

ですけれども、五感を働かせと、こういう訓示を

いたんです。我々、どうも近代文明に支配され

て、どうも視覚の方ばかり行つてゐるんじゃない

で、いきたいと。

それが「食」と「農」の再生プランでも申

し上げております。「ブランド・ニッポン」農産物

の供給と、こういうふうにうたつてゐるわけでございまして、今後、複雑な規格の簡素化による生

産・流通の効率化、省資源化の促進、地域特産品

を聴くとかあるいは味覚だと、そういうことをどん

な農業の問題の混乱した暫定的な措置として容認

いたしますけれども、そこだけがすべてだとい

うことになると、通常生産とか大量生産、画一生産

といふ、いわゆる農業の工業化ということをどん

どん進めると、まずい野菜が出てくると、つまり、

食料じゃなくてえさを作るというような、そういう

形であつて、本来のあるべき姿逆行する

のではないかなというような気もしませんけれども、これは大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 私は、契約取引というのは、マクドナルドに代表されるファーストフードに対峙する考え方ですね。規格化された大量生産の食品が世界じゅうを支配していくことに対する、やっぱり味というものにうるさい文化を持ったイタリアから始まっているわけですね。イタリアの小さな村から始まつて、今はもう世界じゅうにそれが広がつてきている運動ですね。

これは、日本にも身土不二とか地産地消という言葉は昔からあるとおり、そういうものがあったわけですから、とにかく、その土地で生産され、その時期に、季節にできるものが一番の有り難いものだと。それを腹八分目。何でもかんでも食い尽くして、何でもかんでも金にするというような浅ましい考え方をやめようというふうに入々が思い始めたということなんですね。

しかし、日本の国というものはそうじやなくて、経済成長、効率それをひたすらに求めて政策というのが今まで出てきて、明治維新以降それを得なかつた部分はあつたかもしれないけれども、今や二十一世紀になつてそのツケが回ってきた時代に、やはりこうした哲学そのもの

を転換するというのが、国が、実は必要なんではないかと。しかし、小泉内閣の中では、マクドナルドの株を持っているような竹中さんが経済の中

心になって、ある人はマック竹中なんてあだ名を付けていますけれども、そうなると、これは対極の考え方にあるというふうで、どうもこの内閣ではそっちの方向への転換というのは難しいんじゃないかなと思いますが、大臣としてはこのスローフードの運動についてどんなふうな思想を持つておられるか、お願いします。

○國務大臣(武部勤君) 私は、スローフードとかスロータウンとかいうようなことは知らなかつたんですねけれども、私は、都市と農山漁村の共生・対流ということを就任したときに掲げまして、これは正にスローフードの思想だと自負しているわけでございます。やはり自然、健康、生きがいと。むしろ、アドバイスしてくれた方が、農都デュアルライフと。私も余り横文字を使うのは好きじゃないんですけども、農都デュアルライフと。ああ、なるほど、その意味は分からなかつたけれども、びんくるなど。

そういう感じでありますと、先ほども言いましたように、「ブランド・ニッポン」とかそういう農都デュアルライフとか、私は市場原理に基づく競争政策というのは確かに大事だと思います。しかし、一方において、公共原理に基づく共生政策みたいな考え方というのは非常に大事じゃないのかな、こう思いまして、「食」と「農」の再生プラン、最初は農場から食卓へと、こう言っておりましたけれども、これ、ある人にまたアドバイスを受けまして、まだ武部さん変わっていないと。すかさず、食卓から農場へと、顔の見える関係の構築と、新鮮でおいしい「ブランド・ニッポン」食品の提供ということをこれから努力して大きな政策転換を図っていきたいと思いますが。

小泉総理も、美しい日本の維持、創造というの

が、小泉改革の向こうに何があるんだと私が尋ねたときに、美しい日本の維持、創造と、そういう

ふうにおっしゃいました。ですから、小泉さんは、今、中村委員がおっしゃったようなスロー

フード派だ、私はこう思っております。

○中村敦夫君 ほとんど材料も根拠もないのに経済大国再生というのが小泉さんのスロー・ガンだつたようですから、ちょっと本当にスローフード派かどうかかというのを疑いを持っておりますが、質問は終わります。

○委員長(常田享詳君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もな

いようですから、これより直ちに採決に入ります。

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案に賛成の方の举手を願います。

○委員長(常田享詳君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、国井君から発言を求められておりますので、これを許します。国井正幸君。

○国井正幸君 私は、ただいま可決されました野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会・公明党(日本共産党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派並びに各派に属しない議員中村敦夫君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
野菜は国民の健康と食生活及び農業生産において重要な地位を占めているが、近年、野菜をめぐる状況が急速に変化しており、消費者や実需者の多様なニーズに即した国産野菜の安定的

な供給を行う体制の確保が喫緊の課題となつて

いる。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 輸入野菜の急増が、野菜經營に及ぼしている影響を踏まえ、国産野菜の安定的な生産・供給体制への取組を強力に推進するとともに、これと調和した秩序ある輸入体制の確立を図ること。

また、輸入野菜の安全性等について多くの国民が不安を抱いている現状にかんがみ、残留農薬等の検査体制の強化、その他輸入検疫の見直し等による輸入野菜の安全確保対策の拡充・強化を図ること。

二 野菜供給体制の構造改革については、生産、流通の両面で施策の効果・実効性があがるように推進するとともに、今後の経営所得安定対策の検討の推移を踏まえ、かつ、消費者の利益にも十分配慮しながら、野菜価格安定制度のあり方について必要な見直しを行うこと。

三 契約取引制度の導入に当たっては、生産者、実需者等においてモラルハザードが発生することのないよう監視体制の整備など万全を期すとともに、野菜供給安定基金及び都道府県の野菜価格安定法人に対しても、契約の様式・内容の適格性審査を含め、新たな制度の円滑な推進のため適切な業務運営が確保されるよう指導すること。

併せて、指定産地の指定要件及び制度の対象品目について、生産、消費の実態に即し、適宜見直しを行うこと。

四 新たに生産者補給金制度の対象となる大規模生産者については、野菜の安定供給及び野菜農業の担い手育成に資するよう適正な基準を設定するとともに、その認定が公正かつ円滑に行われるよう努めること。

五 野菜の需給と価格の安定を図る観点から、需給調整が適切に行われるよう情報の収集・

管理及びその積極的な提供を行うとともに、大規模生産者を含め生産者団体等の需給調整活動が適切に行われるよう指導すること。

六 野菜消費の減少が国民の健康に及ぼす影響が懸念されることから、「食生活指針」のより一層の普及・定着、学校教育における栄養や健康に関する教育の充実に努めるなど野菜の消費拡大を図ること。

また、国民の間で食の安全に対する不信が生じている現状を踏まえ、表示の適正化の強力な推進と農薬の適正使用についての指導体制の一層の強化を図るとともに、国民が安心して良質な野菜を選択できるようトレーサビリティシステム(生産・流通履歴情報の追跡システム)の推進について検討を行うこと。

七 国産野菜を安定的に供給できる産地を育成していくため、国の野菜対策の充実を図るとともに、野菜価格安定制度の重要性を考慮し、都道府県に対する地方交付税措置の確保等所要の措置に万全を期すること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(常田享詳君) ただいま国井君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○委員長(常田享詳君) 全会一致と認めます。

よって、国井君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とする」として決定いたしました。

ただいまの決議に対し、武部農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。武部農林水産大臣。

○國務大臣(武部勤君) ただいまは法案を可決いたしまして、誠にありがとうございました。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、

今後最善の努力をいたしてまいります。
ありがとうございました。

○委員長(常田享詳君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

○委員長(常田享詳君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後五時八分散会

紹介議員 小川 勝也君
由美外二百七十二名
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第二九七号 平成十四年五月十三日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 静岡県小笠郡菊川町堀之内一、〇八二ノ一 海瀬亮外百三名

紹介議員 棚葉賀津也君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

五月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願(第二二三九号)(第二四〇号)(第二二四一号)(第二二九七号)(第二二六五号)(第二二六六号)(第二二八二号)

号)

五月二十三号 平成十四年五月十日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 仙台市青葉区柏木二ノ六ノ四一

平野準一外七千八百三十三名

紹介議員 和田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第二二四〇号 平成十四年五月十日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 静岡県小笠郡菊川町半済二、四九

紹介議員 棚葉賀津也君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第二二六六号 平成十四年五月十五日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 京都市伏見区羽束師菱川町四三九

ノ八八、植戸勝弘外百四名

紹介議員 棚葉賀津也君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第二二八二号 平成十四年五月十六日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 兵庫県三田市つつじが丘南二ノ一

〇ノ一四 川崎隆外二十一名

紹介議員 大沢 叢美君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第二二四一号 平成十四年五月十日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 北海道士別市西三条五丁目 加藤